

天^{あま}
草^{くさ}
市^し



(市 役 所)

一 概 況

平成一八年三月二七日、天草地域二市八町が合併し、人口八九、〇六五(平成二二年国勢調査)、面積約六八三平方キロメートルに及ぶ「天草市」が誕生した。本市は天草諸島の上島、下島、御所浦島、牧島、横浦島などで構成する天草諸島の中心地帯を占め、東は上天草市と、北西は天草郡荻北町と東南は不知火海を経て八代他葦北郡や水俣市、鹿児島県出水郡長島、獅子島と境を接している。南は牛深の下須島、法ヶ島、築ノ島、大島、桑島を経て、洋々たる天草灘に臨んでいる。地形は、島嶼地域であることから全体的に急傾斜地が多く、平野に乏しいが、下島の玄関口である本渡地域の平野部や、合併前の旧市町村の中心地などの海岸線沿いに平坦地が広がり、ここに市街地や農地が形成されている。雲仙天草国立公園の一角をなしており、天草最高峰の倉岳(六八二メートル)、矢筈嶽(六二六メートル)、老嶽(五九一メートル)、角山(五二六メートル)、柱岳(五一八メートル)、行人岳(五〇六メートル)、念珠岳(五〇三メートル)、動鳴山(四九五メートル)、茶屋峠(四八八メートル)、矢筈山(四八六メートル)、普賢岳(四八三メートル)、十三野山(四五四メートル)、六郎次山(四〇五メートル)、権現山(四〇二メートル)などの山々からの眺めはすばらしい。

天草全体としては、急峻な傾斜地が多く、大河川が発達しにくい面があるが、広瀬川、町山口川、亀川、楠浦川、浦川、河内川、大宮地川、流合川、中田川、内野川、下津深江川、高浜川、大河内川、一町田川、路木川、亀浦川、桜川、早浦川、中尾川、都呂々川などの中小の河川がある。

産業面では、農業は、温暖な気候を活かし、米作のほか、甘藷、そ菜、ポンカン・温州ミカンなどの果樹、肉牛・乳牛・豚などの畜産等が盛んであり、また、豊かな水産資源を活かした漁業、海運業、養殖業、水産加工業が盛んである。また、天草西海岸一帯は、日本一ともいわれる天草陶石の産地であり、この天草陶石を使って焼かれる天草陶磁器は伝統的工芸品として国の指定を受けている。

当該地域は古くは離島であったため、各港が要衝をなしていたが、昭和四一年に天草五橋が開通したことによって天草の交通は海上交通から陸上交通へと比重が大きく変わった。熊本から天草への道路は、国道三二四号・二六六号のほか、平成一四年五月に熊本天草幹線道路の一部である松島有料道路が供用され、さら

に平成一九年九月には供用区間が天草市有明町まで延長されたことに伴い往来時間が短縮されている。また、本市では本渡を中心としてこれらの国道に関連する県道が五和・苓北・天草・新和・栖本の各方面に通じており、これらに路線バスが運行されている。離島の御所浦島などには、本渡港始め各港から船便がある。また、平成一二年には天草空港が開港し、熊本、福岡間などを往復する便が就航し、本市への往來の利便性が大きく向上している。

名所旧跡としては、天草・島原の乱の寛永一四年（一六三七）十一月一四日、天草四郎の率いるキリシタン勢と唐津軍（幕府軍）との本渡における大激戦で亡くなった多数の殉教者の霊を葬った千人塚、同じく殉教公園内にあり、国指定重要文化財の天草四郎陣中旗などを展示した天草キリシタン館、天草の乱後、正保元年（一六四四）人心の安定のため、天領となった天草の初代代官が建立した明德寺がある。崎津・大江には天主堂などがある。

国指定名勝、国指定天然記念物の妙見浦は、天草西海岸を代表する景勝地である。同様に国の指定を受けている龍仙島（片島）は、牛深町の西南六キロメートルの沖合いにある孤島であり、数多くの断崖・石柱・石門・洞窟などが発生している。

有明町の南蛮寺跡、殉教戦発端の地、上津浦城趾、正覚寺、御所浦町は天草御所浦ジオパークとして日本ジオパークネットワークに設定されている。倉岳町の国指定史跡の倉岳城跡、栖本町の「おとし」という女性の秘話を秘めたいげ神様、河浦町の国選定文化的景観である崎津の漁村景観、また、温泉・宿泊施設や物産館なども各地で充実している。夏には上島幹線沿のリップランドや、下島西岸の茂串、白鶴浜などに多くの海水浴客が訪れるほか、イルカウォッチングなど、海洋レジャーのメッカである。また、牛深ハイヤ、本渡ハイヤといった祭の活気も特筆である。

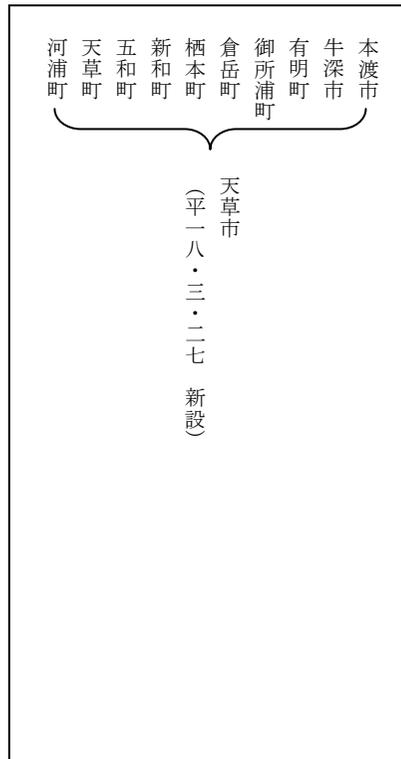
二 市名の由来

新市の名称については、当地域を包括的に呼称する名称であり、歴史的な蓄積もあり、地域の内外に広く周知され、住民にも馴染み親しまれ、かつ誇りの持て

る名称であり、「天草」以上の名称は無いとの考えから、名称の公募は行われず、合併協議会で「天草市」と仮決定され、これを各市町が持ち帰り検討したが、特に異論も出されず、これに決したものである。

三 平成の合併検討経緯

1 合併関係市町村の状況



(一) 本渡市
昭和二九年四月一日、本渡町外七か村が合併して本渡市が誕生し、昭和三二年に宮地岳村を編入して近年に至る市域を形成した。本渡瀬戸海峡を挟んで天草上島下島に広がる天草地域の中核的な市であり、面積は約一四五平方キロメートルである。

(二) 牛深市
昭和二九年七月一日、牛深町外四か村が合併して牛深市が誕生し、昭和三二年に河浦町との境界変更を経て、近年に至る市域を形成した。天草下島の最南端にあり、面積は約九〇平方キロメートルである。

(三) 天草郡有明町
昭和三二年六月一日、七か村合併により有明村が誕生し、松島町との境界変

更を経た後、昭和三十三年一月に町制を施行した。天草上島北部沿岸に位置する東西に長い形状の町で、面積は約六〇平方キロメートルである。

(四) 天草郡御所浦町

明治一二年の郡区町村編制法の施行に際し、御所浦村として独立村となり、以後昭和三八年一月に町制を施行している。御所浦島、牧島、横浦島など大小一八の島から成る、面積約二〇平方キロメートルの町である。

(五) 天草郡倉岳町

昭和三〇年七月一日、宮田村、棚底村、浦村の合併により倉岳村となり、昭和三五年四月に町制を施行した。天草第一の高峰である倉岳の麓にあり、面積は約二六平方キロメートルである。

(六) 天草郡栖本町

昭和三四年四月一日、栖本村と河馬田村の合併により新たに栖本村となり、昭和三九年九月に町制を施行してそのまま近年に至っている。天草上島南西部に位置する、面積約三三平方キロメートルの町である。

(七) 天草郡新和町

昭和二九年二月一日、宮地村外三か村合併により新和村となり、昭和三六年四月に町制を施行して新和町となった。天草下島東岸のほぼ中央部に位置する面積約五五平方キロメートルの町である。

(八) 天草郡五和町

昭和三〇年五月一日、一町四村の合併により五和町が誕生した。天草下島の東北部に位置する町で、面積は約五〇平方キロメートルである。

(九) 天草郡天草町

昭和三十一年九月二日、福連木村、下田村、高浜村、大江村の四村合併により天草町が誕生した。天草下島西岸に位置する町で、面積は約八五平方キロメートルである。

(一〇) 天草郡河浦町

昭和二十九年一月一日、一町田村、新合村、富津村の合併により河浦町が誕生し、昭和三十一年四月に宮野河内村を編入、昭和三十三年三月に牛深市との境界変更を経て近年の町域を形成した。面積は約一一九平方キロメートルである。

2 検討の経緯

天草地域では、平成二二年三月に県が市町村合併推進要綱を策定する以前から、先駆的な検討がなされ、県による合併パターンは提示されなかった。当初は、天草地域一体での合併が検討されていたが、上島四町と袂を分かつ形となり、平成一三年四月、二市九町が任意の合併協議会を立ち上げた。

平成一四年四月には二市九町が法定協議会に移行しての協議がスタートしたが、合併後も固有の財源確保を求める苓北町との調整が不調に終わり、同年夏に苓北町が離脱。更に、合併協議が進む中で、各市町の財政格差の問題などから関係市町の足並みが乱れ始め、平成一六年三月三一日付けで、二市八町の法定協議会は一度解散に追い込まれた。

しかし、各市町が新たな合併枠組みを模索した結果、再度二市八町の合併枠組みでまとまり、平成一六年夏には法定協議会が再スタート。同年末には各市町で廃置分合議決がなされるに至り、平成一八年三月二七日、新市「天草市」が誕生した。(第二編「天草地域」参照)

3 合併協議会における協定事項等

(※基本的協議項目及び合併特例法に規定されている協議項目を記載)

(一) 合併の形態

本渡市、牛深市、有明町、御所浦町、倉岳町、栖本町、新和町、五和町、天草町及び河浦町を廃止し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併(対等合併)とする。

(二) 合併の期日 合併の期日は、平成一八年三月二七日とする。

(三) 新市の名称 新市の名称は、「天草市」とする。

(四) 新市の事務所の位置 新市の事務所を「本渡市」に置く。

(五) 財産及び公の施設の処分

二市八町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。

なお、関係市町が締結している分収林契約についても、新市に引き継ぐものとする。

(六) 新市建設計画

新市建設計画は、別添「新市建設計画」に定めるとおりとする。（別添省略）

(七) 地域審議会の設置
市町村の合併の特例に関する法律第五条の四の規定による地域審議会は設置しない。

ただし、住民の意向を反映させ、住民と行政の協働を基調としたまちづくりを推進するために、新市において「まちづくり自治組織（仮称）」を条例で設置するものとする。

(八) 議会・議員に関する事

(一) 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第六条及び第七条の規定は適用せず、議員の定数を地方自治法第九一条第一項及び第二項の規定に基づき三〇人とし、公職選挙法第三十三条第三項に基づき市町村の設置による一般選挙を行うものとする。

(二) 議会議員選挙については、公職選挙法第一五条第六項に規定する選挙区は設けないものとする。

(九) 農業委員会・委員に関する事

(一) 新市に一つの農業委員会を置き、合併前に選挙による委員であった者のうち四〇人は、市町村の合併の特例に関する法律第八条第一項第一号の規定を適用し、平成一八年九月三〇日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

(二) 新市の農業委員の選挙については、選挙による委員の定数を四〇人とし、農業委員会等に関する法律第一〇条の二第二項に規定する選挙区を設ける。

選挙区数は七とし、現在の本渡市、牛深市、有明町、新和町、五和町にそれぞれ一選挙区、御所浦町、倉岳町及び栖本町を合わせて一選挙区、天草町及び河浦町を合わせて一選挙区を置く。

(一〇) 一般職の職員の身分等の取扱い

一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第九条により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

(一一) 地方税の取扱い

(1) 法人市民税は、市町村の合併の特例に関する法律第一〇条第一項に規定する不均一課税の特例は適用せず、合併時から次のとおりとする。

4

合併時の三役及び正副議長

- ① 均等割については、税率を標準税率に一・二を乗じた税率とする。
- ② 法人税割については、税率を制限税率である一〇〇分の一四・七とする。
- ③ 入湯税は、市町村の合併の特例に関する法律第一〇条第一項に規定する不均一課税の特例は適用せず、合併時から統一することとし、税率については地方税法第六条第二項の規定を適用し、入湯客一人一日につき次のとおりとするものとする。

① 宿泊の場合 一五〇円

② 日帰りの場合 五〇円

③ ただし、①の場合において、特に市長が認める者については、入湯客一人一日について二〇円とすることができる。

市町名	長	助役	収入役	議長	副議長
本渡市	安田 公寛	倉田 功	宗像 幸行	大塚 基生	原田 明徳
牛深市	西村 武典	赤松 誠一郎	尾谷 次男	原田 明典	椎場 富士穂
有明町	久保 進一郎	別城 匡俊	河内 公一	堀 洋一	藪 一政
御所浦町	岡部 鷹司	—	福林 敏和	脇島 義純	竹下 敏則
倉岳町	稲津 俊徳	—	宮崎 司	野口 貞男	坂本 尚士
栖本町	春間 義人	—	松本 和芳	吉田 利満	松江 雅輝
新和町	富田 善三郎	新木 訓	—	藤川 公則	浜 悦男
五和町	伊藤 山陽	西 照雄	—	岩崎 勝國	桑原 敏満
天草町	平石 水穂	上野 寛利	川上 章則	松本 由一	桑田 正浩
河浦町	池田 裕之	—	谷 静夫	宮下 憲一	松尾 良司

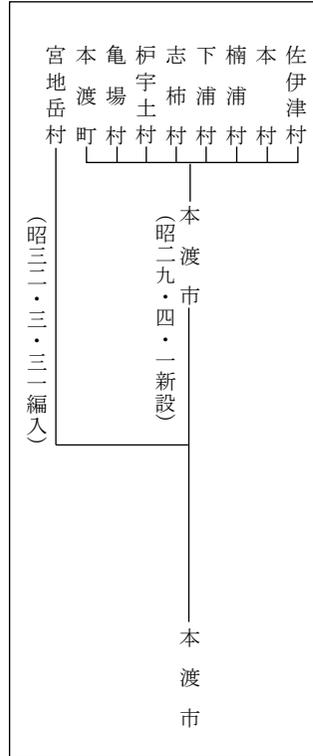
5 合併時の関係市町の現況表

生産額	市町村税納税総額 (百万円)				中学校以上の学校		業態別の業の割合				面積 (㎡)	戸数 (戸)	人口 (人)	区分		
	計 (百万円)	第一次産業 (百万円)	第二次産業 (百万円)	第三次産業 (百万円)	前年度予算総額 (百万円)	市町村税納税総額 (百万円)	高等学校	中学校	計	第一次産業 (人)					第二次産業 (人)	第三次産業 (人)
二八三、二二一	二〇〇、〇八一	四六、六二〇	二〇、〇五九	一四、〇五三	九、五八五	八、七五九	一〇、四六〇	二二、三〇〇	二五、三五九	一六、九三一	一六、九三一	一六、九三一	天草市			
二二六、七三一	一〇六、一五五	三六、五五五	一三、二六二	九、三七〇	七、三三六	六、九三三	六、八五九	一六、六四〇	二、六四〇	一、七三二	一、七三二	一、七三二	本渡市			
四〇、〇八二	一一、三三三	六、六二八	五、一九〇	二、五六二	一、六〇九	一、三三二	一、二〇〇	一、六五七	一、三〇三	一、三〇三	一、三〇三	一、三〇三	生深市			
一六、三九七	二、五九五	三、四三七	一、六〇七	二、二二二	一、六〇九	一、三三二	一、二〇〇	一、六五七	一、三〇三	一、三〇三	一、三〇三	一、三〇三	有明町			
五四、二六六	一五、六七四	八、六五七	五、六三三	二、六八一	二、四三〇	二、六九六	三、一八八	四、八四三	一、六五七	一、三〇三	一、三〇三	一、三〇三	御所浦町			
七、二八一	四、〇四五	一、〇九七	三、八〇〇	一、七七一	一、八七	一、六九	一、五九	五、一一	一、三〇三	一、三〇三	一、三〇三	一、三〇三	倉岳町			
九	四	一	一	〇	一	〇	〇	一	一	一	一	一	栖本町			
二二一	五	五	二	二	一	一	一	二	一	一	一	一	新和町			
四六、七〇三	一九、二〇八	七、九二二	三、〇〇九	一、八二四	一、七五五	一、三九八	一、九九七	四、七三三	二、四三三	一、一九二	一、一九二	一、一九二	五和町			
二八、一六八	一四、〇五八	四、四五一	一、四八二	七、四一	七、九九	六、三九	八、八六	二、四三三	一、一九二	一、一九二	一、一九二	一、一九二	天草町			
一〇、六一〇	三、八三三	一、八八〇	七、八六	三、二〇	五、三〇	四、二三	五、二七	一、一九二	一、一九二	一、一九二	一、一九二	一、一九二	河浦町			
七、九五五	一、三七七	一、五八一	七、四一	七、六三	四、六	三、四六	五、八四	一、〇八八	一、〇八八	一、〇八八	一、〇八八	一、〇八八				
六八、二一九	一四、四八二	八、九七九	五、九六四	二、〇一六	二、五五九	三、一八七	五、五二〇	五、〇七	五、〇七	五、〇七	五、〇七	五、〇七				
三六、三五九	一四、九二二	六、九四六	二、一五四	一、四三〇	一、二六八	八七七	一、三四八	三、三七〇	三、三七〇	三、三七〇	三、三七〇	三、三七〇				
九八、三三二	四〇、五八〇	一六、九七八	六、〇四一	三、七九〇	三、五三七	二、八三七	四、〇九二	一〇、一九九	四、三三三	四、三三三	四、三三三	四、三三三				

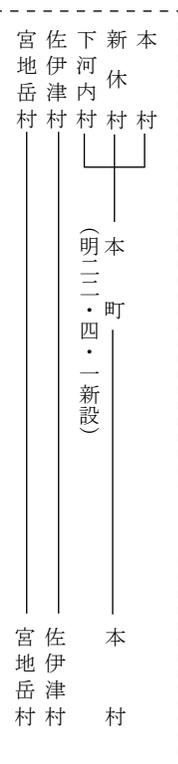
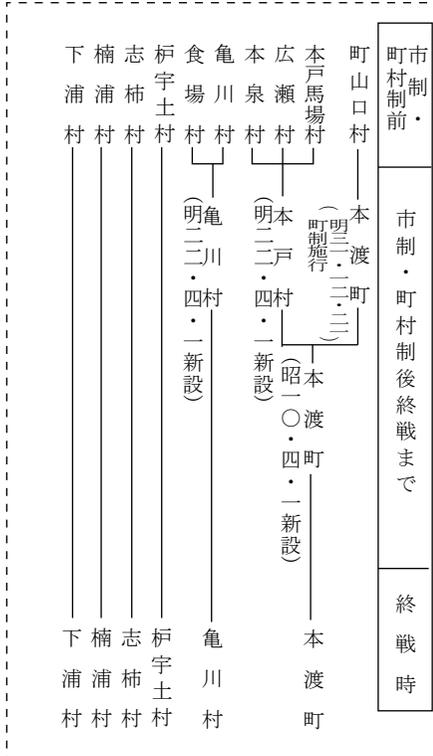
四 昭和以前の合併検討経緯

【旧本渡市における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)



(一) 本渡町

江戸時代には、天草郡は一〇組に分れ、町山口村およびその周辺は、本戸組(本戸馬場、町山口、栢宇土、食場、龜川、楠浦、大宮地、小宮地、大多尾)に属して統治されていた。明治四年(一八七二)、天草は長崎県から八代県の管轄になり、六年に八代県は白川県に合併され、同年三月に天草出張所は富岡から町山口に移された。七年町山口村は明治七年の大小区制の下では、第一五大区第一一小区に、本戸馬場、本泉、広瀬の各村は第一六大区第一一小区になり、政治の中心は町山口村に移った。一二年、郡区町村編制法の施行により出張所を廃して郡役所が置かれ、同時に大小区制が廃止されたが、その際町山口は一村で、本泉、下河内、新休は三か村で、本戸、馬場、広瀬は二か村で、それぞれ一行政区域として戸長役場が置かれた。一七年の改正により本戸馬場、広瀬、本泉の三か村は本戸馬場村列として一行政区域となった。

一二年の町村制施行に伴い、町山口村はそのままであったが、本戸馬場、広瀬、本泉の三か村は合併して本戸村となった。三一年二月二日、町山口村は、町制を施行して本渡町と改称し、以来、政治、経済、教育、交通の発達に伴い、名実共に天草郡の中心となった。さらに、大正一五年(一九二六)、郡役所が再び天草支庁になり、昭和一〇年(一九三五)四月、上水道の完成とともに本渡町と本戸村が合併して本渡町となった。

本渡町の名称の源は、遠く鎌倉時代、天草右馬太郎種有が「本砥地頭職」に補された時に遡り、それから八八〇有余年を経ている。しかし、「本砥」が「本渡」と改められたのは何時の頃であるか明らかでない。

(二) 龜川村

龜川村は、鎌倉時代にはすでに相当の文化を有していたものとみえ、宇古寺には、天草最古の寺院と思われる来迎寺の跡が残っている。天領時代には本戸

組に属し、山方番所の所在地で、文化二年（一八〇五）の調査によると、村高二七〇石余、戸数一七一戸、人口八九〇人となっており、渡辺氏が、庄屋として村政にあたった。

食場村は、村高二〇三石余、戸数一〇九戸、人口六一三人の村で、浦上氏が代々庄屋であった。

明治七年（一八七四）の白川県時代は、亀川村、食場村とも第一五大区第一一小区管内として統治され、一二年の郡区町村編制法の施行により亀川村は単独で、食場村は栢宇土村とともに同一戸長役場の下におかれることになったが、一七年の変更により、亀川、食場、栢宇土が一行政区とされた。一二年、町村制施行に伴い、亀川、食場が合併して亀場村となった。

(三) 栢宇土村

古来、栢の巨木が多かったので、村名もそこから名付けられたといわれている。天領時代は、本戸組に属し、文化一二年（一八一五）の調査によると、村高二八一石余、戸数二二七戸、人口一、一九九人であった。

明治七年（一八七四）の白川県時代は、第一五大区第一一小区となり戸長が統治していたが、一二年の郡区町村編制法施行後は食場村と、一七年の改正でさらに亀川村を加えて一行政区をなした。一二年四月の町村制施行に伴い、食場村と亀川村が合併したので、独立村となった。

(四) 志柿村

古くは「市柿」と称し、菊地氏を先祖とする永野氏が、代々庄屋を世襲して村政にあたった。天領時代は、栢本組（古江、湯船原、河内、打田、馬場、下浦、志柿、大島子、小島子、下津浦、上津浦、赤崎、須子、大浦）に属し、天保三年（一八三二）には、村高三四六石余、戸数三三三戸、人口一、七九九人であった。

明治二年（一八六九）一二月、庄屋の更送により、大宮地庄屋、園田重長が当村へ転任し、五年まで在任した。七年の白川県時代は、第一五大区第八小区に属したが、一二年の郡区町村編制法施行後は単独で一行政区をなした。

(五) 楠浦村

天領時代は、本戸組に属し、宗像氏が代々庄屋を世襲して村政にあたった。文化年間（一八〇四～一八一八）の記録によると、村高は二八七石余、戸数三

一三戸、人口二、二二四人となっている。また、数町歩の岩石を掘きくして方原川の流れを変え、新田数十町歩の水害を防止したが、これは、当時天草一の大土木工事であった。

明治七年（一八七四）には白川県第一五大区第一一小区に編入されたが、明治一二年の郡区町村編制法の施行後は、単独で一行政区となった。

(六) 下浦村

天領時代は、栢本組に属していた。文化一四年（一八一七）一二月の調査では、村高一五八石余、戸数三六八戸、人口二、七七六人となっている。

明治七年（一八七四）大小区制改正により、第一五大区第九小区に編入されたが、一二年の郡区町村編制法により独立して一行政区となり、一二年の町村制施行の際も変更はなかった。

(七) 本村

本村は、旧藩時代天領で、御領組（本村、新休、下河内、鬼池、御領、佐伊津、広瀬、本泉）に属し、鶴田氏が庄屋であった。また、富岡郡代治下の小屋屋の所在地で、万延元年（一八六〇）には、村高一〇八石余、戸数五六戸、人口三二人となっている。天草初代の代官鈴木三郎重成を祭った社がある。

新休村は、名刹東向寺の所在地で、文政元年（一八一八）における村高は一〇八石余、戸数五三戸、人口三一人であった。下河内村の庄屋は、佐藤忠信を先祖とする佐藤氏で、文化一四年（一八一七）の調査によると村高は、二〇一石余、戸数一三三戸、人口六八四人となっている。

明治七年（一八七四）の白川県時代は、本村、新休村、下河内村は第一六大区第一小区に編入されたが、一二年の郡区町村制の施行により、本村は一村で、下河内村、新休村は本泉村（一二年本戸村に合併）とともに、各一行政区を形成し、戸長役場が置かれたが、一七年の変更により本村、新休村、下河内村の三か村が本村列として同一行政区にまとめられた。一二年の町村制施行の際、この三か村が合併して本村となった。

(八) 佐伊津村

寛永一四年（一六三七）、天草四郎を中心とした切支丹宗徒の蜂起には、佐伊津村からも加わった模様で、村内の各墓地には、今なお無名の十字碑が六〇数基残っている。寛永一七年、天草が天領になって以来、御領組に属し、小庄屋

として中村氏が村政にあたった。明治七年（一八七四）の大小区制下では第一六六区第二小区に編入されたが、一二年の郡区町村編制法の施行により、単独で一行政区区域をなし、二二年の町村制施行の際もそのまま佐伊津村として存続した。

なお、文化年間の記録によると、村高六〇七石余、戸数六五六戸、人口五、五二〇人となっている。

（九） 宮地岳村

天領時代には、一町田組（久留、白木河内、平床、一ノ瀬、津留、立原、中田、碓石、宮地岳、今、益田、一町田、下田）の一村として、大庄屋野田氏の支配下であり、中西氏が庄屋として代々村政にあたった。文政初年（一八一八）の調査によると、村高三三八石余、戸数一七四戸、人口一、五四五人とある。

明治七年（一八七四）第一六六区第七小区に編入されたが、一二年郡区町村編制法の施行にともない、分離して一行政区区域として戸長役場が置かれ、その後、二二年の町村制施行に際しても変更なく、本渡市合併時まで独立村として続いた。

2 町村合併促進法制定前後の経緯

戦前から、本渡地区においては合併による大本渡市建設の声が起こっていたが、太平洋戦争のため一時消えとなった。戦後、経済的復興にともない合併問題は再燃し始め、本渡町と亀場村との組合立中学校の設立は、さらに合併気運に拍車をかけるに至った。

本渡、亀場、柗宇土、志柿、下浦、楠浦、本、佐伊津の八か町村は、地理的に隣接し、人情、風俗、生活状態を同じくしているとともに、交通、経済、文化などの面においても、密接な関係にあったので、これらの町村が打って一丸となり、市を設置して自治体の基礎を強固にし、強力な財政力を築くことにより、住民福祉の増進をはかるべきであるとの意見が各方面から叫ばれはじめた。昭和二十七年（一九五二）三月三〇日、本渡町議会において、この問題をとりあげ協議の結果、正副議長および議員九名からなる町村合併特別委員会を設け、合併についての調査にあたることにした。

同年九月一三日、本渡町執行部および議会は、関係七か村に対して合併懇談会の開催を申し入れ、九月一六日、本渡町において関係町村長、議会議員および有

識者など一〇〇余名が参集して合併懇談会を開催した。

この会において、関係八か町村とも合併の必要性を認めたので、本渡町においては、議会、各種団体の長、区長、有職者および役場職員からなる合併委員会を設置して、合併についての調査、研究をなすとともに、関係区域内住民の啓発宣伝を行ない、合併気運の醸成に努めた。

二八年五月、本渡町議員全員が二班に分かれて、鹿児島県阿久根市、串木野市、宮崎県日南市、大分県臼杵市、津久見市、福岡県柳川市の各先進地を視察し、ますます市制施行の必要性を感じるに至った。

同年四月、町村合併指導要領における県の合併計画案も、地元案と全く同じであったので、いっそう合併への自信が深まった。二八年六月五日、各関係町村長、議会議員、合併委員など百数十名が参集し、県当局も出席して本渡町外七か村の合併連合協議会を開催したところ、満場異議なく合併に意見がまとまり、合併に関する研究協議をする機関として、本渡町外七か村合併連合委員会を結成した。

六月一七日に本渡公民館で第一回連合委員会を開き、会長に本渡町長、副会長に本渡町議会議長および柗宇土村長をそれぞれ選出したのち、総務、教育、土木、民生、経済の各専門委員会の設置、経費の負担方法、予算額などを決め、翌二九年一月一日を目標に合併促進をはかることを申し合わせた。

六月二七日、本渡町議会議場において第二回の連合委員会を開催し、各専門委員会の正副委員長ならびに委員会の調査分担事項などを決定するとともに、各委員会の調査期限を九月末日とすることを申し合わせるなど、合併促進の態勢を整え、七月一日、合併事務局が設置された。

七月六日、県からも関係者が出席して、連合委員会の各専門委員会正副委員長会を開き、合併と同時に市制を布くか否かについて検討した結果、連合委員会としては、合併と同時に市制を施行することに決定したが、市制施行には、連たん戸数および都市的業態に従事する人口などについて問題があるので、県および政府に対し、協力に陳情すべきであるとの意見が出た。七月一日、関係町村長を陳情委員として県に陳情し、さらに同月二五日には、八か町村長および合併連合委員など一一名が自治庁に陳情したところ、県、自治庁とも連たん戸数が全体の六割に満たないところから難色を示したので、市制施行を待望していた関係者を失望させた。

なお、県の合併指導要領の合併案で、宮地、太田尾地区との合併を計画されていた宮地岳村が、六月三〇日に村民大会を開き、三地区（本渡地区、宮地地区、一町田地区）のうち、いずれに合併するかを調べた結果、全体の約七〇パーセントが本渡地区への合併を希望していたため、本渡地区合併で連合委員会に対し合併の陳情がなされた。また、城河原村からも同様な合併の申し入れがあったが、連合委員会としては結論を急がず、郡合併基準委員会の決定を待つこととした。

こうして、促進法制定前に、すでに合併の基礎ができたのであったが、本渡町外七か村の合併問題も初めからスムーズに軌道に乗ったわけではなく、当初は、町村民の意見も賛否なかばの状態であったのを各町村指導者のみなみならぬ努力によって、合併気運が醸成されたものである。

本渡村ほか七か村の合併 昭和二八年（一九五三）九月、町村合併促進法の制定に伴い、各町村は、主に住民に対する周知徹底をはかった。本渡町では、九月五日、本渡南小学校講堂において、官公庁、会社および各種団体など町内の各層約一二〇名が参集して、町村合併と市制施行に関する懇談会を開催し、町当局から促進法目的、宮地岳村、城河原村、福連木村および島子村の本渡市合併申し入れを断わった理由などについて説明を聞き、さらにさきに町議会で実施した先進都市の視察結果報告が行なわれた。これに対し、町有財産、町民税、役場職員退職金、農業共済組合、農業改良普及員の問題などについて質疑応答があったが、早急に部落懇談会を開くべきだとの意見が多く出されたので、これに応えて町当局および議会は、九月一七日から二六日まで町内一四会場において、昼夜を分かたず部落懇談会を開いた。

一方、促進法の施行にともない、従来の合併連合委員会を合併促進協議会に改め、各専門委員会ごとに現地調査や建設計画の立案を行ない、一〇月一〇日、本渡町中央公民館において、県から係員を招いて促進法および同施行令の説明会を開き、主として財政問題について質疑がかわされた。

一月一二日、本渡町および亀場、柗宇土、志柿の各村教育委員会委員および促進協議会の教育専門委員との合同会議では、建設計画案の学校位置問題について活発な意見がかわされた。さらに一月二〇日には、県職員も出席のうえ合併促進協議会を開き、（一）、新町村建設計画の作成要領の説明（二）各専門委

員会の活動経過の報告（三）協議会の予算および合併条件協定書の審議などを行なった。

二月二三日、合併促進協議会を開いて新市建設計画案を承認し、同月二九日、三〇日の両日および翌二九年一月一日から一七日にかけて関係各町村はそれぞれ合併関係議案の議決を行なった。明けて昭和二九年一月一六日、本渡北小学校において関係者約七〇名が集まって、町村合併市制施行促進協議会を開き、本渡市建設計画書および合併にあたっての協議事項などについて審議を行なったが、主に市の名称を「本渡市」と「天草市」のいずれにするかについて論議がかわされた。新市が誕生するにあたって、昔から毎年一月に開かれる恒例の「本渡の市」が、天草の名物として県内外に広く知られており、また、合併八か町村のうち、本渡町がすべての中心であることから、新市の名称は、「本渡市」と決まった。

このような過程を経て、いよいよ一月三〇日付で関係八か町村長の連署をもって、県知事あて「町村を廃し市を置くことについて」の申請書を提出した。こうして、三月三〇日、合併の推進母体となってきた本渡町外七か村合併促進協議会の解散式を、三一日には各町村が解町、村式を行ない、翌四月一日、新本渡市が誕生した。

宮地岳村の編入合併 宮地岳村の編入については、昭和二八年六月一七日、本渡町外七か村合併連合委員会に合併の陳情がなされて以来、再三にわたって陳情が続けられていたので、本渡市議会は、三〇年一月三日の市議会全員協議会で編入問題をとりあげ、特別委員会を設けることに決定した。

宮地岳村は、本渡地区への合併を希望していたが、県の合併試案では、宮地、大多尾地区合併となっていたので、本渡地区の態度決定がむずかしくなっていた。

一月二一日、宮地岳村長より本渡市に対し編入かたの要望と陳情がなされ、同月の議会において趣旨の説明が行なわれた。一月二六日、市議会は、合併特別委員会を設け、九名の委員を選任して宮地岳村の編入合併について調査研究を行なうこととした。その後、特別委員会は、市当局とともに現地調査、調査表の作成および住民感情の動向調査等を行ない、その結果を逐次議会に報告した。しかし、本渡市編入は、なかなか具体化しなかつたので、宮地岳村は県にも陳情を続けた。

昭和三十一年、県は、第二次合併計画を定めたが、この計画では、宮地岳村は、

本渡市編入ということになった。同年一月二六日、市議会議長外二名が、新市町村建設促進法の適用による優遇措置などについて県に陳情するとともに一月二九日の市議会に県職員の出席を求めて、宮地岳村の合併に対する県の考え方を合併後の財政的な措置などについて説明をきいた。

十二月二〇日、市内の区長、公民館長、青年団長、婦人会長、官公庁関係者など約四〇名が参集して合併説明会を開催したが、当日は、参加者も少なく、質問も低調であった。

同月二二日、市議会定例会において、宮地岳村の編入合併についての要望書を県に提出する旨の議決をなし、翌三二年一月八日、次のような要旨の決議文を県に提出した。

- 一 特別交付税を増額すること。
- 二 新農山漁村指定地域に本渡市の両地区を早急に指定すること。
- 三 本渡市と宮地岳村間の道路の局部改良を実施すること。

このような状況のもとで、一月一四日、県知事から宮地岳村との合併勧告がなされたので、本渡市議会は、宮地岳村の代表者の出席を求めて市議会合併特別委員会を開き、主に宮地岳村からの要望事項について協議を行なった。そして、同年二月一三日、本渡市議会と宮地岳村議会は、宮地岳村の編入に関する議案を議決した。

こうして、三月三十一日、宮地岳村は本渡市に編入合併された。

3 合併条件および協定事項

本渡町外七か村の合併

- (一) 合併の形式 合体（新設合併）
- (二) 新市町村名 本渡市
- (三) 市役所の位置 本渡町大字本渡一八三番地の一（現本渡町役場）付記、将来移転改築の必要が生じた場合は、現本渡町とする。
- (四) 合併の時期 昭和二九年四月一日
- (五) 支所、出張所の位置、機構および権限の大綱 各村役場に支所を置く。職員は、所長一名、一般職員三名、給仕一名とし、

戸籍、配給、諸証明、徴税の事務を処理する。

(六) 市会議員の選挙区 一選挙区（大選挙区）とする。

(七) 助役の定数 一名とする。

(八) 町村職員の処置

1 全職員を継承する（特別職は、別途考慮する）。

2 職員の勤続年数は継承する。

3 職員の給与ベースは、地方事務所長に調整を委任する。

4 退職手当は、左記により支給する。

ア 合併後三か月以内に退職した者には、退職当時の給料月額の一〇〇分の

一八〇に勤続年数に乗じた額

イ 合併後六か月以内に退職した者には、退職当時の給料月額の一〇〇分の

一六〇に勤続年数に乗じた額

ウ 合併後一年以内に退職した者には、退職当時の給料月額の一〇〇分の

一三〇に勤続年数に乗じた額

(九) 財産処分

1 負債は、全部新市に引き継ぐ（長期の負債）

2 基本財産、特別基本財産、行政財産は、全部新市に引き継ぐ。ただし、楠浦村有林に限り財産区を設ける。

(一〇) 消防団の組織統合

各町村消防団を一团に統合し、本渡市消防団とする。各町村地区の分団は、

現在のまま存続し、機械化の整備に伴い漸次統合する。新市に常設消防を設置

し、市役所内には消防本部を置く。

(一一) 農、漁業協同組合その他各種組合の統合整備については、適当な方法をもって強力に推進する。

(一二) 農業委員会統合整備については、現在の町村農業委員会を地区農業委員会として存置する。

(一三) 国民健康保険組合の統合整備

亀場村、柗宇土村、本村の三か村は、現在設置しているので、そのままその

地区単位に存置し、合併後三か年以内に新市で実施する。

(一四) 診療所

梶宇土村は、現在診療所開設につきこれを存置し、亀場村は、二八年度において診療所開設を議決しているので、他の事業に優先して新市においてこれを実施する。

(一五) 土木事業

1 本渡町赤鼻―楠浦村大門港間、佐伊津村地内明瀬―佐伊津港間の道路の新設および拡張（本渡町赤鼻―楠浦村大門港間は新設、佐伊津村地内は拡張）は、都市計画事業の延長道路として、かつ合併連絡道路として、新市においてこれを実施する。

2 下浦村、志柿村地内海岸堤防防災工事は、県補助工事として査定済につき、新市において継続実施する。

3 志柿村宇郷内地域海岸堤防の補強を実施する。

(一六) 国有財産の払い下げ

佐伊津村地内の国有財産（土地建物）は、全部これを新市に払い下げ、住宅および社会福祉施設として利用する。

宮地岳村の編入合併

(一) 議会の議員の選挙 選挙区は、設けない。

(二) 職員の身分取扱い

1 促進法第二十四条の規定および新市町村建設促進法第二十八条第四項の規定に基づき、合併の際、現にその職に在る宮地岳村の職員のうち、年令五三才未満の者は、引き続き本渡市の職員として身分を保有せしめ、宮地岳村における勤務年数は、これを通算するものとする。

2 合併により退職する宮地岳村の職員に対しては、同村の財源をもって同村条例の定めるところにより退職手当を支給するものとする。

3 職員の給与については、合併関係市村を通じて公正に処理するものとする。

(三) 支所の設置および取扱い事務

1 宮地岳村役場に、当分の間本渡市宮地岳町支所を置く（職員数は、使丁を含め四名とする）。

2 支所においては、概ね次の事務を行なう。

ア 市税その他徴収に関する事務

イ 戸籍および住民登録に関する事務

ウ 諸証明に関する事務

エ 配給に関する事務

(四) 国民健康保険 合併と同時に全面实施する。

(五) 消防団

宮地岳村の消防団は、本渡市に統合し、次のように分団を設置する。

分団数三 団員数一一二名

(六) 学校の統合および学校名

小、中学校の通学区域は現行のままとし、校名を次のように定める。

本渡市立宮地岳中学校 本渡市立宮地岳小学校

(七) 教育施設 実情および財政事情を考慮し、逐次整備する。

(八) 観光施設 実情および財政事情を考慮し、研究する。

(九) 農業委員会

農業委員会に関する法律第三四条の規定により、昭和三二年七月一九日までの間、暫時措置として宮地岳村の区域に地区委員会を存置することとし、同日以降は、市の統合方針に従って措置するものとする。

(一〇) 滞納整理

宮地岳村の村税その他収入未済額については、合併までに極力これを整理するものとする。

(一一) 行政区画

宮地岳村の区域を本渡市宮地岳町とし、区の統合については、本渡市の方針に基づいて、合理的に措置するものとする。

(一二) 協同組合その他公共団体

農業共済組合、森林組合、青年団、婦人会など各種公共的団体については、合併後の大本渡市に相応しい組織として統合するようあつ旋する。

4 合併時の三役及び正副議長

(一) 本渡町ほか七か村合併

町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
本渡町	大谷 秀彦	中村 一彦	田中 菊雄	嶺 新	柿久繁太郎
亀場村	船田政五郎	江崎 次秋	楠本 義男	中村 隆至	浦上由三郎
柵字土村	井上 武七	山下 政太	井上 五郎	井上 清八	山下 初市
志柿村	江崎 藤喜	有江 清	有江 文吾	長島 幸盛	浜崎 若由
下浦村	大塚 了	欠	黒川 金正	吉田 郡七	長田 政雄
楠浦村	大窪 武男	吉永 邦雄	喜多 光国	須賀原多七	浜 仙次郎
本村	毛利 文治	堀本 仁士	前田寅四朗	倉田六十吉	永野 繁喜
佐伊津村	松本 常人	山田 義重	岡村 五美	原田寅次郎	江口 芳吉

(一) 宮地岳村の編入合併

市村名	長	助役	収入役	議長	副議長
本渡市	値賀正次郎	欠	吉永 繁彦	佐藤 武雄	小野川 侑
宮地岳村	中西 久	尾崎 寅雄	中西 敏男	杉野 徳市	竹上 谷久

5 合併時の関係市町村の現況表

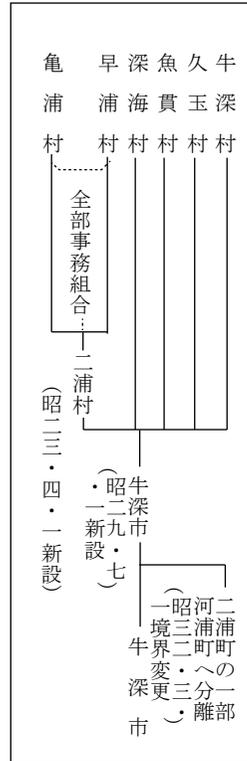
- (一) 本渡町ほか七か村合併（後掲）
- (二) 宮地岳村の編入合併

生産額	会社・工場事業場（資本金五百万円以上）				前年度予算総額	市町村税納税額	県税納税額	国税納税額	上の学校	官公署	業態の割合				戸数	人口	区分									
	計	その他	農産	工業							計	その他	農業	都市的業態			積平方	商工業	積平方	戸数	人口	本渡市	関係市町村			
																								千円	千円	千円
計	1,710,074	588,336	666,196	465,553	2	263,988	67,077	28,488	78,000	17	49	1,717	2,033	1,564	7,370	18,039	14,046	847	4,494	4,194	1,995	3,553	1,995	1,558		
その他	588,336	579,866	338,996	465,653	2	254,488	64,700	28,209	77,500	7	47	1,677	1,995	1,558	7,370	18,039	14,046	847	4,494	4,194	1,995	3,553	1,995	1,558		
農産	666,196	666,196	666,196	666,196	2	666,196	666,196	666,196	666,196	1	1	666,196	666,196	666,196	666,196	666,196	666,196	666,196	666,196	666,196	666,196	666,196	666,196	666,196	666,196	666,196
工業	465,553	465,553	465,553	465,553	2	465,553	465,553	465,553	465,553	1	1	465,553	465,553	465,553	465,553	465,553	465,553	465,553	465,553	465,553	465,553	465,553	465,553	465,553	465,553	465,553

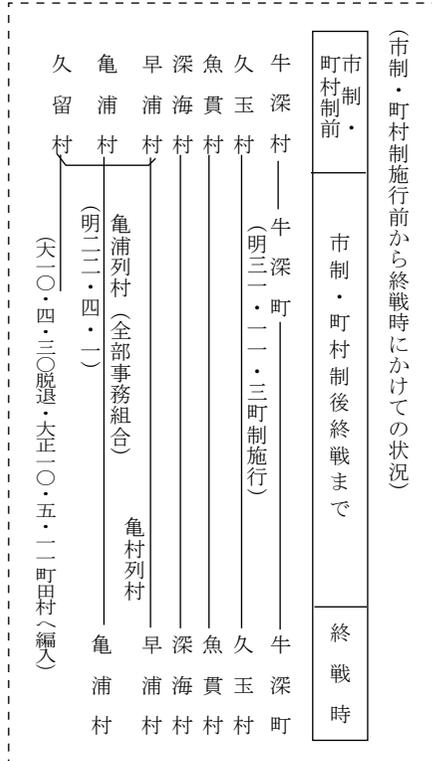
生産額	会社、工場、事業場 (資本金五百万円以上)		前年度 予算 総額 千円	市町村 税納 税額 千円	県 税 納 税額 千円	国 税 納 税額 千円	中学校以 上の学校 高 等 学 校 校	官 公 署	業 態 の 割 合				面 積 平 方 米	戸 数 戸	人 口 人	区 分								
	計 千円	の 他 千円							農 産 千円	鉱 産 千円	都 市 的 業 態	農 業 人					商 工 業 人	そ の 他 人	計 人	そ の 他 人				
																					計 人	農 業 人	商 工 業 人	そ の 他 人
一五三、五七六	五七、一五一	五八〇、九〇五	四三、三三〇	一四、三三八	二四、一四三	五五、五五六	三	五五	一八八	一三、八三三	一四、六六四	六、九五四	一七、七〇〇	二四、一〇〇	八、三三二	四三、三六六	本渡市							
八二、九六一	二五、六〇五	一八五、六四〇	三七、二七一	六、二八四	二四、五七四	四八、七〇三	三	三七	一六九	二、六九二	三、五六六	九、二七〇	二、七〇〇	三、四八七	一六、五九〇	本渡市								
八〇、三三五	一五、九三五	五七、〇〇〇	七、一〇〇	一〇、四九九	二、二七五	一、八二七	一	二	二八	一、〇〇四	一、四三三	三、六四〇	八、三〇〇	五、一七〇	二、五四四	亀場村								
三七、二〇〇	五、二二二	三〇、七〇〇	一、六五九	八、〇〇九	一、三三五	五、四三三	一	二	二六	八、六六六	七、六七七	一、九一九	一、六二〇	三、〇〇〇	一、七五九	柘宇土村								
九二、七五〇	四〇、〇〇八	四、七五〇	四、九二二	一四、三三四	二、〇六六	一、二七三	一	三	一五三	一、三九三	一、四九四	三、七二〇	二、二七〇	六、〇九〇	三、〇四〇	志柿村								
一三、一七〇	六、五〇〇	六、五〇〇	一、五〇〇	一、一〇五	二、九〇四	一、〇七九	一	三	三三	二、一〇〇	二、七五五	五、七〇〇	一、五〇〇	八、二八〇	四、四一六	下浦村								
一五、〇〇〇	六、七〇〇	六、五〇〇	一、八〇〇	二、二四九	三、八三元	一、三五四	一	四	五六	一、四五四	二、一〇三	六、六六〇	二、〇〇〇	八、六六〇	四、三三三	楠浦村								
九七、五〇〇	二〇、〇〇〇	七六、七〇〇	七、〇〇〇	一、一〇〇	二、七七八	一、二四五	一	二	一九六	一、八三三	一、三三四	三、四八八	二、三〇〇	六、三三三	三、四二二	本村								
一三〇、一一〇	五七、八〇七	五四、二八五	一八、〇一八	一八、六四六	六、〇六六	一、三三一	一	二	三二二	一、六〇六	二、五五六	八、五八八	六、六〇〇	八、九六六	四、四五四	佐伊津村								

【旧牛深市における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)



(一) 牛深町

合併当時は、漁港として名高かったが、徳川時代の初期までは、わずかに塩焼く煙がたらのぼる村であったといわれる。旧藩時代、天領となって富岡代官が置かれ、久玉組(久玉、牛深、深海、宮野河内、早浦、亀浦、魚貫)、七か村に属してからも、牛深には、庄屋が設置されることはなく、久玉組を統轄する久玉大庄屋の直接の治下であったが、元禄時代(一六八八〜一七〇四)以降に

なあって、ようやく賑やかになり、庄屋、年寄、百姓総代、問屋総代、弁指、船子など四四人が置かれた。牛深は長岡氏が三代にわたり庄屋として村政をとったが、その後の事情は詳かでない。明治維新後は、他の天草の町村と同様、長崎府、長崎県、八代県、白川県と管轄が代わり、明治七年(一八七四)の改正大小区制では、単独で第一六大区第一小区をなし、戸長がおかれた。二年の郡区町村編制法施行の際も一七年の改正でも変化はなく、二年、町村制が施行された後、三一年一月、町制を施行して牛深町となった。

(二) 久玉村

旧藩時代の天領当時は、富岡代官治下の久玉に属し、久玉大庄屋中原氏の居村であった。明治初年、庄屋制が廃止されて、里正となり、さらに戸長が置かれて統治されたが、七年、魚貫、亀浦、早浦とともに第一六大区第一〇小区となった。二年、単独で一行政区域となつて以来、変更を受けることなく、二年四月の町村制施行後も、単独村として存続してきた。

(三) 深海村

旧藩時代には、久玉組の一村として、大庄屋中原氏の支配を受け、橋口氏が庄屋として村政にあつた。明治七年の改正大小区制では、白木河内、久留とともに、第一六大区第八小区となり、一戸長役場が置かれたが、二年に単独で一行政区域となり戸長役場が置かれ、二年四月の町村制施行後も、深海村は単独村として存続してきた。

(四) 魚貫村

寛永一七年(一六四〇)以後の天領時代は、久玉組に属し、大庄屋中原氏の支配下にあつたが、享保年間(一七一六〜一七三六)に、初代小庄屋が任せられ村政をとった。

明治七年の大小区制に基づいて、久玉ほか二か村とともに第一六大区第一〇小区に編入されたが、二年には独立して一行政区域をなし、一七年にも変わらず二年四月の町村制施行後も魚貫村は単独村として存続してきた。なお、魚貫崎には、寛永一八年(一六四一)、遠見番所が置かれ、さらに、享保五年(一七二〇)には烽火場が設けられ、文化七年(一八一〇)九月、幕府の天文方伊能忠敬が沿岸測量を行なった。

(五) 早浦村、魚浦村

早浦、亀浦の両村は、天領時代、富岡代官治下の久玉組に属し、早浦村は小見山氏、亀浦村は倉田氏がそれぞれ庄屋として村政をとり、明治初年に至った。七年の大小区制では、第一六大区第一〇小区に編入され、一二年、郡区町村編制法の施行により早浦、亀浦の両村は、行政区域を同じくして戸長役場を設けた。二二年四月、町村制の施行にあたって、この村に隣接の久留村を加えた三か村は、全部事務組合を組織した。しかし、大正二〇年（一九二二）久留村は、組合を脱退して一町田村へ編入したため二か村の組合となった。その後、昭和二三年四月一日、早浦村、亀浦村が合併して二浦村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

町村合併促進法施行直後の一〇月五日に開かれた県の町村合併基準委員会には、牛深、魚貫、二浦、深海、久玉の五か町村合併試案が提出されたが、一月五日の同委員会で、宮野河内村を含めた六か町村合併に修正決定された。このような情勢の中で、当地区においても、行政規模を拡大して、行財政の効率化を図り、地域住民の福祉を向上しようとする気運が高まり、県の試案に基づいて、牛深町、久玉村、魚貫村、二浦村、深海村、それに宮野河内村の六か町村長および議会の間で協議が重ねられた。その間、各関係町村においては、区長および各種団体の長の会合などで話し合いが行なわれ、合併への動きは、漸次活発化し、また、関係町村間では合併促進協議会設立の準備が進められた。しかし、宮野河内村では、村内が牛深地区合併と一町田地区合併の二派に分かれ、結論が出ないため、二九年四月一二日、世論調査をすることを決定し、各部落ごとに一戸一票による投票を行なったところ、舟津部落を除いて、他の部落は一町田地区との合併希望が多数を占めた。ところが、村議会で定員二二名のうち七対四で牛深地区合併希望者が多数を占めるという反対の結果が出て、村の態度が決らず、宮野河内村は、牛深地区合併から一応脱落してしまった。そこで、宮野河内村を除く牛深町外四か村では、関係町村長、助役、正副議長および各種団体の長を委員とする牛深町外四か村合併促進協議会を一月一日にさかのぼって設立し、二月一〇日付で牛深町長外四か村長の連名をもって、町村合併促進法第一五条の規定に基づく協議会の設立を知事に届け出た。

その後、合併促進協議会では、牛深市制施行計画を打ち出し、合併の方法、合

併条件、建設計画の策定などについて協議を重ねた結果、二九年七月一日の市制施行を目標に計画をまとめた。協議会では、市名の選定、市役所の位置などについては、別に異論はなかったが、たまたま、二浦村路木地区が財産区有財産処分の中で紛争を起したため、審議が難航した。しかし、六月三日、合併促進協議会の委員である関係五か町村の長および議長が「牛深町ほか四か村の合併成立後において、二浦村路木地区の住民から、その地区の分村もしくは境界変更の申し出があった時は、新市は分村の手続きをするとともに、旧早浦財産区財産の一部および旧二浦村有財産の一部を与えることを約す」という内容の合併条件に関する協定覚書に署名して、この問題は一応解決した。

ところが、五月初旬になって、さきに脱落した宮野河内村の舟津部落から、村会議長、農業協同組合長をはじめ村の有力者等多数の連署による牛深町ほか五か村の合併促進を希望する旨の陳情書が県に提出された。しかし、県は、一応五か町村合併の準備を終わったことではあるし、五か町村合併による市制施行についても自治省から明るい回答があったので、この問題を保留していたが、この間、関係五か町村は、六月四日、臨時議会を招集し、合併関係議案を議決して、六月五日、関係町村長の連名で、「町村を廃止し、市を置くことについて」の申請書を知事に提出した。

そこで、県は、同一二日、現地を調査し、引き続き同一二日、牛深町長の報告を聞くとともに、翌二三日、来島する自治庁次長の視察日程など協議した後、新市の市長代行に魚貫村長を決定した。このような経過を経て、二九年七月一日、牛深町ほか四か村が合併して、市制を施行し、新しく牛深市が誕生した。

因みに、この「牛深」という名は、古記によると、遠く神代にさかのぼるといわれる。すなわち、王朝時代に、当時漂流民族を平定するため来島した日本人が「憂え深き処である」といったところから転化したという説、あるいは、「大之波可（万葉集）」いいかえれば「波の音が太い」という昔の言葉が転化したという説、さらには「潮深」が転化したという説などいろいろあるが、いずれも明らかでない。しかし、明治三一年、牛深村が牛深町となって以後、水産業の発展は目覚ましかったので、牛深町の名は全国的に知られるところとなり、市制施行にあたって、「牛深」の名称を付することに、合併関係町村の意見も一致して、新市名を牛深市と決定した。

その後、合併前から紛争のあった旧二浦村路木地区は、合併後も分村を希望し、八月一〇日、地区民の連署をもって、分市（河浦町への境界変更）実現の陳情書を県へ提出したのをはじめ、県への陳情を重ね、分村の動きをみせた。三〇年一月に入り、路木地区住民は、市長に早期分市を迫った。市議会はこの問題を取りあげて総務委員会に付託し、県に調停を求めた。

県は、直ちに調停案を示し、総務委員会は、この案を審議したが、結論をえず、調停案も暗礁に乗り上げた。

この間、路木地区の母親達は、分村すると、児童の通学が遠くなることから、分村反対の署名を集めて関係機関に陳情するなど、路木地区でも、分村に対する賛否両論が対立し、分村問題は複雑化していった。

三一年九月に入り、分市派は、市長を市長室に軟禁し、市長が市議会へ出席するのを妨げたため、市長は分市派住民に対し退去命令を出した。しかし、分市派はこれに应ぜず、隊に市長は牛深警察署に応援を求めたため、分市派全員が住居侵入現行犯で逮捕されるという事件がおこった。

この日、市議会は、分村問題は住民投票で決定することに決めた。

一〇月一三日、牛深市保健所に関係者が集まり、県立会のもとに、投票の日時、方法等を協議した結果、投票は、一〇月三〇日午前八時から午後二時まで、路木公民館で行ない、有効投票の過半数以上の分市賛成があった場合、市は、直ちに、河浦町と境界変更の手続をとることとなった。

三〇日、住民投票を行なったところ、路木地区有権者の八一パーセントが分市を希望していることが判明したので、市は、河浦町と協議のうえ、財産の配分等は、市と路木地区との協定条件に基づくこととし、牛深市は二月一三日、河浦町は同一四日、それぞれ臨時議会を開いて関係議案を議決した。

こうして、翌三月一日、路木地区は、牛深市から分かれて河浦町に編入され、三年以上にわたった分市問題は、ようやくここに終止符を打った。

3 合併条件および協定事項

- (一) 合併の形式 合体（新設合体）
- (二) 新市町村名 牛深市
- (三) 市役所の位置 熊本県天草郡牛深町二二八四番地（現牛深町役場）

(四) 合併の時期 昭和二十九年七月一日

(五) 支所、出張所の位置、機構及び権限の大綱

各町村役場に支所を置く（ただし、牛深町を除く）。職員は、所長各一名、一般職員各三名、使丁各一名とし、戸籍、配給、諸証明、徴税の事務を管理する。

(六) 市議会議員の選挙区および身分取り扱い

一選挙区（大選挙区）とする。現町村議会議員は、合併と同時に退職するものとする。

(七) 助役の定数 一名とする。

(八) 町村職員の処置

1 全職員を継承する（特別職の職員は、一応退職とし、新市長において別途考慮する）。

2 職員の勤務年数は、継承する。

3 職員の給与は、地方事務所長に調整を委嘱の上決定する。

4 退職手当は、左記により算出した額を支給する。

ア 合併後三か月以内に退職したものは、退職当時の給料月額の一〇〇分の一八〇に勤続年数を乗じた額

イ 合併後六か月以内に退職したものは、退職当時の給料月額の一〇〇分の一六〇に勤続年数を乗じた額

ウ 合併後一年以内に退職したものは、退職当時の給料月額の一〇〇分の一三〇に勤続年数を乗じた額

(九) 財産処分

負債（長期の負債）は、全部新市に引き継ぐ
基本財産、特別基本財産は、全部新市に引き継ぐ

ただし、財産中合併までに造成される山林については、その第一回皆伐売却代金は一応新市の収入として受け入れるが、その所属地域の公共施設事業費に充当するものとする。

(一〇) 消防団の組織統合

各町村消防団を一团に統合し、牛深市消防団とする。各町村地区内の公団は、現在のまま存続し、機械化の整備に伴い漸次統合する。新市に常設消防署を設置し、市役所内に消防本部を置く。

(一) 農業および漁業協同組合その他各種組合の統合整備

適当な方法をもって強力に推進する。

(二) 農業委員会の統合整備 これを統合するものとする。

(三) 教育委員会の統合

これを統合し、委員は、各町村教育委員会委員の互選とする。

(四) 国民健康保険事業の統合整備

二浦村は、現在行なっているで整備拡充する。また、合併後早急に他の旧町村においても国民健康保険事業を行なうよう推進する。

(五) 村立病院および伝染病院の帰属

1 現魚貫村立病院を、合併と同時に新市に帰属させる。

2 現牛深町、久玉村伝染病院組合を合併と同時に解散し、同病院を新市に帰属せしむる。

(六) 診療所

二浦村国民健康保険直営診療所は、合併と同時に新市に引き継ぎ、現在新たに開設のためそのままの状態で存続する。

(七) 土木事業

久玉村大ノ浦―山の浦間の東海岸道路は、離島振興法適用道路として工事中につき、新市において短期間に工事を完了するよう強力に推進運動をなすものとする。

4 合併時の三役及び正副議長

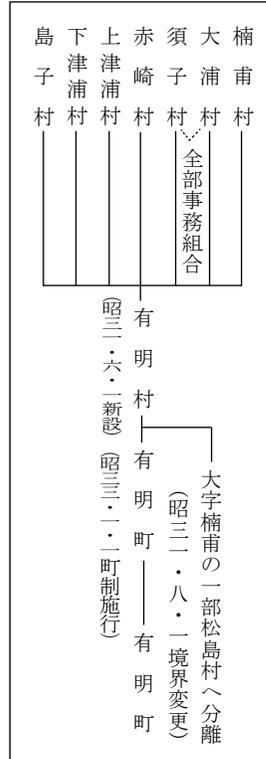
町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
牛深町	高橋 重博	磯崎 一男	佐々木 繁	江崎 折作	松本 晋
久玉村	西村 辰雄	古川 松国	長田 藤吉	坂田八太郎	江良治九郎
魚貫村	北野 寿之	堀田 文雄	福本 義人	赤崎 長重	城下 実
二浦村	吉松 三松	平田 末義	若杉 信保	井上 治人	出水幸之助
深海村	村崎 為之	鶴田 一	須崎 忠男	須崎 末松	浜崎 重記

5 合併時の関係町村の現況表

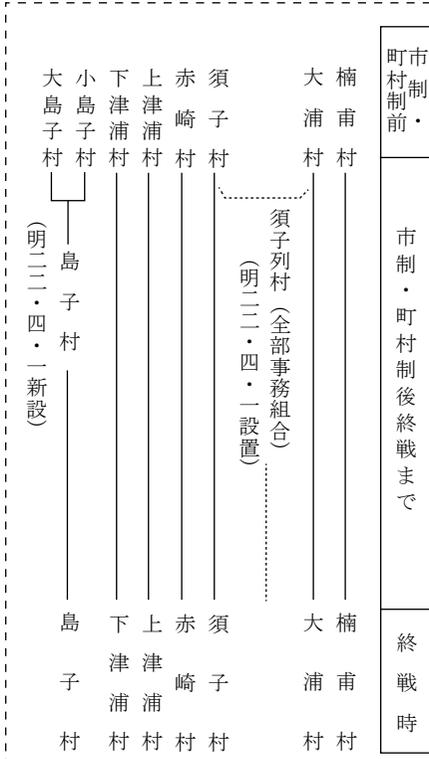
区 分	人 口	戸 数	面 積 平方科	業 態		官 公 署	中 学 校	中 学 校 以 上 の 学 校	国 税 納 税 額 千円	県 税 納 税 額 千円	市 町 村 税 納 税 額 千円	前 年 度 予 算 総 額 千円 (資本金五百 万円以上)	生 産 額							
				都 市 的 業 態									農 業 業 態		計	農 業 人	其 他 人	計	農 産	其 他
				商 工 業 人	其 他 人								計	農 業 人						
牛深市	三七〇〇三	七六六	九六・五三	一八・八三六	五五・六三	三三	六	一	三六・八六九	一四・九二	三四・八五	二二・七九	九三・〇六八	一八七・五五四	四〇四・九七三	二六九・六五				
牛深町	一九九〇	四四五三	一五・三	二・七三	三・七〇	一九	二	一	三〇・八九	二・二六二	一八・三五五	五・九七	三七・四五六	二八・二四	四〇四・二六	一〇六・八八				
深海村	三九四	七六	一八・六	八・二	三・七	三	一	一	三四	三・四	二・〇〇	九・八二	一・	一九・七五	三五・七二	五四・九六				
二浦村	二、九三	四七九	二・三・八三	一・四	一・四〇	二	一	一	一、七〇	三・五四	二、三九	二、三三	一	三・八五七	三〇〇・〇〇	四二・五七				
魚貫村	五、三六	一、〇三	一六・二六	三・八六	四・二	三	一	一	三〇・八〇	一、二四	八・八四	三、三六	三、五七五	六・七四〇	四三九・四〇	四三九・四〇				
久玉村	五、五〇七	九四五	二二・七	一、二八七	二、〇九八	六	一	一	一、四五六	八・五六	三四・〇一	二、五五四	一	三、四一六	六二六・〇三	九六七・七三				

【旧天草郡有明町における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)



(一) 楠浦村

天領時代は、大矢野組（登立、上、中、楠浦、合津、今泉、阿、教良木、内野河内）に属し、上村の大庄屋の支配を受けて、立花氏（後高城と改姓）が代々

庄屋として村治にあたった。明治維新後長崎県に編入され、のち八代県と変わった。明治七年（一八七四）の改正大区制では、本村は、大浦村、上津浦村、赤崎村、須子村とともに第一五大区第四小区をなしたが、一二年に、本村は一行政区として戸長役場が置かれ、以来行政区に変更はなかった。

(二) 大浦村、須子村、赤崎村

寛永一七年（一六四〇）以後天領となった。大浦村に居住した小崎氏が大庄屋として栖本組一四か村（古江、湯船原、河内、打田、馬場、下浦、志柿、大島子、小島子、下津浦、赤崎、須子、大浦）を治めていた。明治七年（一八七四）の改正大区制のもとでは、楠浦村などとともに第一五大区第四小区に編入されたが、一二年、この五か村は、それぞれ別個に一行政区として戸長役場が設けられた。一七年の行政区変更により、再び大浦、須子、赤崎の三か村は、一行政区にまとめられたが、二二年の町村制施行とともに大浦、須子の両村は、村事務の全部を共同処理する組合を設け、一方、赤崎村は、独立して行政を行なうことになった。

(三) 上津浦村

中期は、上津浦種貞を初代として一代上総介重貞に至るまで上津浦氏がこの地を領し、天正年間（一五七三～一五九二）に亡んだ。この地は早くから耶蘇教信徒が多く、南蛮寺が建てられた。天草の乱（一六三七～一六三八）後は、天領となり、栖本組に属して脇山氏が庄屋として村政をとった。明治七年（一八七四）の改正大区制のもとでは、大浦村、赤崎村などとも第一五大区第四小区に編入された。同一七年には、下津浦村とともに同一戸長役場の統治下におかれたが、二二年の町村制の施行により単独村として上津浦村となった。

(四) 下津浦村

村内旧家に保存されている遺品などによれば、本村は、薩肥京阪の各方面の土族など多くの人がこの地に永住して農耕を行なっていたことが推察され、郡内でも比較的早くから開けていたと考えられる。天領時代は、栖本組に属し、原田氏が庄屋として村政にあたった。明治四年（一八七一）、下津浦、大島子、小島子、志柿の四か村は、一行政区を形成していたが、七年の改正大区制のもとでは、第一五大区第八小区に編入された。一二年の郡区町村編制法施行

により、下津浦、志柿両村は、単独の行政区域となったが、一七年には上津浦と同一行政区域となり、二二年の町村制施行の際分離し、独立村となった。

(五) 島子村

天草の乱（一六三七〜一六三八）の激戦地として知られ、大島子、小島子にはその城趾といひ伝えられるところがそれぞれ一か所あり、またその人達をいう墓地在沖の田に存在している。寛永一七年（一六四〇）に天領となって、富岡の代官の支配のもとに栖本組に属し、大島子村は益田氏が、小島子村は吉田氏がそれぞれ庄屋として村政をとった。明治七年（一八七四）の大小区制のもとでは、下津浦村、志柿村とともに第一大区第八小区に編入されたが、一二年、大島子および小島子は、一行政区域として戸長役場の下で村政が行なわれ、二二年の町村制施行に伴い、両村は合併して島子村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二年（一九五三）九月、促進法が制定されると、かねて当地区の行政部会において話題となっていた赤崎、楠甫、大浦、須子、上津浦、下津浦および島子の七か村が郡下合併第一号として合併を促進すべきであるとの気運が生じた。ところが、同年一〇月、県は、合併試案としてこの七か村のうち楠甫村を除く六か村の合併案と、楠甫村と今津地区の合併案を示した。

この試案に対して、楠甫村は数回にわたって住民投票を行なったが、当初多かつた今津地区との合併賛成論よりも、産業、地理的つながりなどから、上津浦地区との合併を有利だとする意見が多くなったことが判明したので、村当局もついに県試案にとらわれず、上津浦地区との合併を表明した。また、島子村内には、当初、本渡地区への編入の意向も強かったが、上津浦地区の合併活動に支障となる程までにはいかなかった。

同年一二月二五日、楠甫、島子の両村を含む七か村合併協議会が結成された。協議会は、関係村民への合併趣旨の徹底、啓蒙に努力する一方、合併に関する具体的事項について討議を重ねた。

ところが、合併後の役場位置をめぐる対立、さらには楠甫村内の米の山、蛤両部落約一〇〇戸が上津浦地区への合併絶対反対の態度を表明したため、合併活動は一時中断してしまつた。翌二九年五月下旬に楠甫村では部落代表、各団体の幹

部、村議会議員など約六〇人による合併委員会を開催し、協議の結果、両部落は、上津浦地区と合併後今津地区への編入を認めるという条件で、一応上津浦地区との合併にまともまつた。六月一三日、赤崎村で開かれた上津浦地区合併の各村代表者協議会で楠甫村長ら五人が出席して同地区への合併の態度を表明し、村民も両部落以外は足並をそろえた。ところが、その後村議会が突然村民大多数の望みであった上津浦地区との合併を破棄して今津地区との合併を推進し始めたので、青壮年の間では、村議会の解散請求も辞さないとの動きが生じた。このように合併帰属先の問題で対立した両派に対し、県地方事務所は、「二応、蛤、米の山両部落の納得のうえで、上津浦地区に合併したのち、両部落を今津地区に境界変更するのが賢明だ。」との見解をだした。しかし、その後も世論の統一はできず、ついに三〇年一月になって村長がその責任を負って辞任する一方、青壮年代表者が村選管に村議会の解散請求書を提出したため、四月六日、議会議員は総辞職をし、同月三〇日、村長および議会議員の選挙が行なわれた。その結果、議員一二人のうち、上津浦地区合併賛成派が一人当選したので、議会は早速、上津浦地区との合併を議決、それまで上津浦地区との合併にあくまで反対を表明していた米の山部落も、一応上津浦地区と合体合併後、境界変更により松島村に編入することを条件として納得した。その間、米の山、蛤両部落から今津地区との合併促進を要望する陳情書や、大浦村、須子村の農業委員会からの反対陳情など四件が知事へだされた。一方、今津、阿村、教良木河内の三か村は、同年四月一日に合併して松島村となった。

このように、一時中断した合併活動も、七月一日に開かれた島子村ほか六か村の合併促進協議会を契機に、再び活動を開始し、翌三一年一月一四日の協議会まで合併問題の審議が続けられ、関係七か村は、楠甫村が三月一三日、その他の六か村が一四日、それぞれ臨時議会を招集して関係議案を議決し、翌一五日付で合併申請書を知事に提出した。

以上の経過をたどり、二年有余にわたって難航した七か村合併も、いよいよ実現することとなり、同年六月一日、有明村として新しく発足した。新村名は、合併七か村の住民から公募したが、「有明村」が最多数で、六二一票あった。合併協議会において審査の結果、新村名は有明海に面しており、前途洋々たるものがあるということから、全会一致をもって「有明村」と決定した。

また、紛糾が続いていた旧楠甫村の米の山部落は、新しく発足した有明村と松島村との間で協議が行なわれた結果、有明村から分離して松島村に編入されることとが円満に決定し、米の山部落は、長年の宿願を達成して、八月一日、松島村に編入された。有明村は、三三年一月一日、町制を施行して、有明町となった。

3 合併条件および協定事項

(一) 合併の形成 合体合併

(二) 実施の時期 昭和三十一年六月一日

(三) 役場位置 天草郡赤先村字上原二〇三一番地の一

(四) 支所の位置ならびに事務および職員数

1 支所を次のとおり設置する。

楠甫支所 楠甫村字平内七六〇番地

大浦支所 大浦村字西町一七二三番地の一

須子支所 須子村字峰二〇六四番地

上津浦支所 上津浦村三七二六番地

下津浦支所 下津浦村三二一九番地

島子支所 島子村大字大島子二五五〇番地

ただし、楠甫、島子支所は、将来ともぜひ存置するよう新村は考慮するものとする。

2 支所においては次の事務を行なう。

ア 戸籍および住民登録に関する事務

イ 配給に関する事務

ウ 徴税に関する事務

エ 諸証明に関する事務

オ 勸業等の連絡事務

3 職員の数

楠甫支所五人、大浦支所四人、須子支所三人、上津浦支所四人、下津浦支

所四人、島子支所五人、下津浦村簡易郵便局一人

(五) 議員の任期および定数

地方自治法第九一条第一項の規定による定数とし、町村合併促進法の規定に

よる特例は適用せず、ただちに、改選するものとする。

(六) 議員の選挙区 選挙区は設けないものとする。

(七) 教育委員会委員の任期および定数

促進法第九条の二の規定を適用し、その互選による委員の定数を六人とし、

任期は、昭和三十三年五月三十一日まで引き続き在任する。

(八) 農業委員会委員の任期および定数

促進法の特例は適用せず、農業委員会等に関する法律第七条の規定により一

五人とし、ただちに改選する。

(九) 職員の身分取扱

1 職員(首長を除く)は、すべて引き続き新村の職員としての身分を保有せ

しめる。一般職員の勤務年数は、これを継承する。

2 一般職職員の退職手当は、「国家公務員等退職手当暫定措置法」の規定を準

用し、普通退職手当の額に二〇〇分の二〇〇を乗じて得た額を支給するもの

とする。

(一〇) 部落嘱託員等の設置 一応、現在のままとする。

(一一) 基本財産

合併関係村にそれぞれ財産区を設け、その他の財産および負債は、すべて新

村に引き継ぐものとする。

(一二) 行政区画 合併関係村については、村名を大字名とするものとする。

(一三) 消防団の統合

1 新村役場に消防団本部を置くものとする。

2 消防機械器具は、新村に引き継ぐものとする。

3 合併関係村にそれぞれ分団を置き、従前の分団を班として編成する。

(一四) 各種団体の統合

各種協同組合、婦人会、青年団その他の団体については、将来統合するよう

あつせんするものとする。

(一五) 関係村における継続事業は、新村において継続して行なうものとする。

(一六) 国民健康保険事業は、将来実施するよう努力するものとする。

(一七) 楠甫村字米の山部落は、新村発足後において、すみやかに、地方自治

法による境界変更を認めるものとする。

4 合併時の三役及び正副議長

村名	長		助役		収入役		議長		副議長	
	氏名	職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名	職名
楠甫村	中田 孝行	今福 治喜	小崎 正一	高戸 武祺	田中 繁行					
大浦村組合	須子村 須子村 須子村	岩崎 鶴松	松本 団	光崎 敬太郎	五島 憲三郎					
赤崎村	北野 雄一	上原 政範	黒木 新太郎	北野 周吉	柴田 定平					
上津浦村	本田 稲一	長尾 茂延	川田 康夫	橋本 大増	柴田 政晴					
下津浦村	河内 典次	小島 利信	岡田 喜代隆	今福 芳則	河内 了					
島子村	川上 剛靖	吉田 義隆	野鳥 豊	笹原 重男	磯崎 笹喜					

5 合併時の関係町村の現況表

官公署	業態の割合			面積 平方メートル	戸数	人口	区分	関係町村						
	農業		都市的業態					有明村						
	その他	計						楠甫村	大浦村	須子村	赤崎村	上津浦村	下津浦村	島子村
	計	人	人					人	人	人	人	人	人	人
	計	10,751	1,533	3	12,284	2,567	有明村	1,533	3	5	4	5	2	4
	農業	7,101	66	6	11,868	2,151	有明村	66	6	4	3	2	2	3
	その他	3,650	1,467	2	4,114	1,416	有明村	1,467	0	1	1	3	0	1
	計	10,751	1,533	8	12,284	2,567	有明村	1,533	3	5	4	5	2	4

【旧天草郡御所浦町における合併の歴史】

1 市制・町村制施行前からの合併経緯と関係町村の沿革

市制・町村制前	御所浦町	御所浦町
御所浦町		御所浦町
(昭三八・一一・一町制施行)		

旧藩天領時代には、砥岐組（姫浦、二間戸、樋島、御所浦、高戸、大道、棚低、浦、宮田の九か村）に属し、森氏、福島氏が代々庄屋として村政にあたった。明治維新後一時長崎県の管轄となり、四年（一八七一）十一月、八代県に代わり、六年一月、さらに白川県に属し、大小区制の施行によって大道村とともに第一五

生産額	計	その他	農業	鉱工業	会社、工場、事業場 (資本金五百万円以上)	前年度予算総額 (千円)	市町村税納税額 (千円)	県税納税額 (千円)	国税納税額 (千円)	上の学校		中学校以上
										高等	小学	
千円	2,577	2,577	2,456	111	1	6,666	566	2,521	470	1	5	
千円	3,868	3,868	3,361	507	1	9,066	2,066	1,761	1,111	1	1	
千円	5,566	5,566	4,866	700	1	8,666	3,333	2,566	1,666	1	2	
千円	5,570	5,570	4,800	770	1	7,773	2,333	2,566	1,666	1	1	
千円	6,966	6,966	5,666	1,300	1	7,666	2,666	2,566	1,666	1	1	
千円	9,966	9,966	8,466	1,500	1	9,666	3,666	3,333	2,566	1	1	
千円	14,966	14,966	12,666	2,300	1	13,666	5,666	5,000	3,666	1	1	

大区第六小区に編入された。一二年の郡区町村編成法の施行に際し、独立村となり、その後、他村との合併もなく、明治二二年、町村制施行にあたってもそのままであった。

この「御所浦」の名の由来は以下のとおりである。第一二代景行天皇は、熊襲討伐の折、葦北から八代へ軍船を進められる途中、激しい南東の風に襲われ難航を極められた。漸くある島の東北端に寄港されようとしたが、風が強くと岸に近づけないので、天皇はこれを嘆じて、「こは「嵐の口」なりと仰せられ、さらに船を南西に三キロメートル進め、波静かな浦に船を泊められ、暫時仮泊された。このことから、この島に「御所浦」の名が付いたといわれている。当時、船のとも綱を結ばれたという石が、天満宮境内に残っている。

2 町村合併促進法制定後の経緯

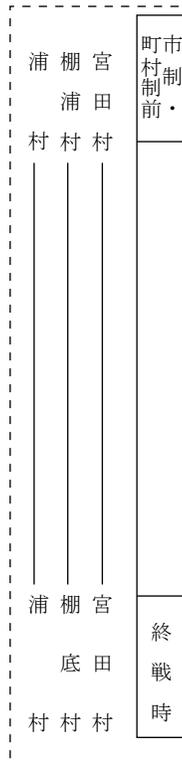
昭和二八年（一九五三）、町村合併促進法の施行に伴う県の合併試案では、御所浦村は、地形が数多くの小島からなっており、また、人口も町村合併の最低人口規模（八、〇〇〇人）を上回る約九、二〇〇人であったことから単独村とすることにした。その後、村内からも他町村からも町村合併の動きが全然ないまま、昭和三八年一月一日、町村制を施行して御所浦町となった。

【旧天草郡倉岳町における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)
市制・町村制後終戦まで



(一) 宮田村

旧藩時代は、天領として富岡代官の支配を受け、浦、棚底とともに砥岐組（姫浦、二間戸、樋島、御所浦、高戸、大道、棚底、浦、宮田）の一村として大庄屋藤田氏の統轄の下に中村氏が代々村政をとった。維新後長崎裁判所について長崎府より長崎県の管轄となったが、明治四年（一八七一）一月に八代県の管轄に代わり、六年さらに白川県と合併した。七年の大小区制の下では第一六大区第七小区に属し一二年の郡区町村編成法の施行により古江村と同一行政区域に属することとなったが、二二年の町村制の施行により独立して宮田村となった。

(二) 棚底村

天領時代は、宮田村と同じ砥岐組九か村に属し、明治維新後益田氏および雨森氏がそれぞれ村政をとった。明治維新後、県の所属については宮田村と同様の経過をへて、明治四年一月、明治七年（一八七四）の大小区制のもとにおいては宮田村とともに第一五大区第七小区に入り、同一戸長の下にあったが、一二年の郡区町村編成法施行の際は分離した。一七年浦村とともに同一戸長役場の統治を受けることとなったが、二二年の町村制施行に伴ない、浦村と分離して独立村となった。

(三) 浦村

天領時代は、砥岐組九か村に属して大庄屋藤田氏の統轄の下に庄屋小松氏が村政にあたっていた。明治維新後県の所属については前二村と同様の経過をへて明治七年（一八七四）の大小区制のもとでは宮田、棚底両村とともに第一五大区第七小区に属した。一二年には単独で一行政区域をなしたが一七年棚底村

と行政区域を同じくすることになり、同一戸長役場の統治下にあった。二三年、町村制施行により棚底村と分離し、独立村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二年（一九五三）の町村合併促進法施行に伴ない、天草郡内においても翌二九年、大矢野町、本渡市、龍ヶ岳町および新和村などの合併市町村が相次いで誕生するにおよんで、当地区住民の間にもようやく合併の気運が盛り上がり、住民の動きも浦、棚底、宮田の三か村合併の声とともに次第に活発化したが、宮田村の一部においては栖本村を含む四か村合併の声も聞かれるようになった。四月には、県の合併試案で合併を予定されている浦、棚底、宮田、栖本の四か村から、それぞれ村長、議会議員および各種団体の長など九人の委員を出し、栖本村長を会長として栖本村ほか四か村合併協議会を発足させ、本格的な合併活動に入った。合併協議会は役場位置を除く合併条件および新村建設計画などを短期間のうちに決定したが、役場の位置をめぐって、大村である栖本村は、役場位置は栖本地区でなければ合併しないと強く主張し、浦、棚底、宮田の三か村は、合併村のほぼ中央である宮田地区を主張して譲らず、その後一〇数回にわたる協議会でもまとまらなかった。そこで、県が調停にはいったが歩み寄りができず、三〇年四月一七日、ついに話し合いは決裂し、四か村合併協議会は解散した。

しかし、こうした情勢のなかでも浦、棚底、宮田の三か村はあくまでも合併したいとの気運が強く、とりあえず、将来栖本村の合併を期待して三か村だけでも合併しようとの声が強かった。そこで、栖本村を含む四か村合併協議会が解散した日の翌一八日に、浦村ほか二か村合併協議会を設置し、早速建設計画を策定するとともに、合併条件等は前に作った四か村分を手直しすることにし、また、役場位置も将来栖本村の合併を期待して宮田村役場に置くことなどを決めた。

こうして、三か村は六月八日に臨時議会を開いて、合併関係議案をそれぞれ議決し、七月一日、倉岳村が発足した。

当地域には、天草島第一の高峰、倉岳があり、地域住民の象徴として古くから親しまれ、倉岳といえは天草上島南部地域を指すことは、郡内はもちろん県下でも広く知られ、また、昭和五年（一九五〇）以来、浦、棚底、宮田の三か村によって中学校組合を設立し、倉岳中学校を共同経営していた。このような事情か

ら合併に際しては、村名は満場一致「倉岳村」と決定した。

その後、三一年九月、県は倉岳村と栖本村の合併計画案を示したが、倉岳村では、栖本村に隣接する宮田地区住民が、役場の位置を栖本村に譲ってでも合併すべきだという動きを示したほかは全般的に関心は薄く、一方栖本村も、役場の位置さえ栖本村に決定すれば、いつでも合併すると主張するだけで、合併にはお互いに消極的であった。

そのうち三二年一月九日、栖本村長及び議長をはじめ二四人の連署をもって、おおむね次のような内容の陳情書が知事に提出され、栖本村側の合併に対する考え方が表明された。

「栖本村は、当初に出された県合併試案の宮田村、棚底村、浦村との合併を希望し、合併協議会を設けて協議を尽くしたが、役場位置の決定をめぐって感情的になり、ついに協議が決裂して倉岳村が発足した。その後、県の計画では倉岳村に編入合併ということになっているが、栖本村民は、当初の考えどおり、あくまで倉岳村との対等合併で、役場位置は栖本村内におくということが絶対的条件であるから、合併の促進にあたっては住民の意向も十分考慮され、取り扱いについては善処をお願いする。」

しかし、同年三月二十九日、知事から両村の合併勧告が行われ、合併への努力が続いたが、ついに両村は合併するに至らなかった。

その後、昭和三五年四月、倉岳村は町制を施行して倉岳町となった。

3 合併条件および協定事項

- (一) 合併の形式 合体合併
- (二) 実施の時期 昭和三〇年七月一日
- (三) 役場の位置 宮田村字池田又一二八五の五番地
- (四) 出張所の位置および事務
1 出張所を次のとおり設置する。
 - ア 棚底出張所 棚底村字才川又十六九六番地の一
 - イ 浦出張所 浦村字小松田三〇八九・三〇九〇番地の一
- 2 出張所において次の事務を行なう。
 - ア 戸籍、住民登録に関する事務

- イ 配給に関する事務
- ウ 徴税に関する事務
- エ 諸証明に関する事務
- 3 職員の数(出張所) 所長各一人、職員各一人、使丁各一人
- (五) 議会議員の選挙および定数
合併後最初に行なわれる選挙については、各村ごとに選挙区を設け、議員の定数は、各選挙区それぞれ六人計一八人とする。
- (六) 教育委員会の委員および農業委員会の委員の任期および定数については、町村合併促進法第九条の二および第九条の三の特例を適用する。
- (七) 職員の身分の取扱
 - 1 合併の際現にその職にある合併関係村の一般職の職員は全員引き続き新村の職員としての身分を保有せしめ、職員の勤続年数はこれを継承するものとする。
 - 2 職員の給与については、合併関係村間の不均衡を調整し、その他の身分取扱いに関してはすべてを通じて公正に処理するものとする。
 - 3 一般職の職員の退職手当は、国家公務員に準じて、普通退職手当の額に次に掲げる割合を乗じて得た額を支給するものとする。
 - ア 昭和三〇年七月一日まで退職の申し出をした場合 一〇〇分の二五〇
 - イ 昭和三〇年二月末日までに退職の申し出をした場合 一〇〇分の一五〇
 - ウ 昭和三一年六月末日までに退職の申し出をした場合 一〇〇分の一二五
 - (八) 嘱託員の設置 現在のままとする。
 - (九) 財産および負債
合併関係村のいっさいの財産および負債は新村に引き継ぐものとする。ただし、山林および原野については、財産区を設ける。
- (一〇) 消防団の統合
 - 1 新町役場に消防団本部を置く。
 - 2 合併関係村の消防機械器具は新村に引き継ぐ。
 - 3 分団数は、九分団とする。
 - 4 合併村の消防団長は、一回だけ各村ごとに一巡し、出初式は団長所在地で行なう。

- (一二) 村税の調整その他滞納整理
 - 1 不均一課税は行なわない。
 - 2 滞納等については、合併関係村において合併前に責任をもって整理する。
- (一三) 行政区画
新村の大字を次のように設置する。
 - 1 倉岳村大字宮田 宮田村の区域
 - 2 倉岳村大字棚底 棚底村の区域
 - 3 倉岳村大字浦 浦村の区域
- (一四) 公民館の統合整理 早急に統合整理する。
- (一五) 各種団体の統合
農業協同組合、漁業協同組合、婦人会、青年団その他の団体の早期統合をあつせんする。
- (一六) 助役の定数 一人とする。

4 合併時の三役及び正副議長

村名	長	助役	収入役	議長	副議長
宮田村	原田 初一	—	中村九三郎	堀川 隆熊	川元 又由
棚底村	吉田 勝義	福本 満	今森 幸光	木本 光治	平川 浅喜
浦村	小谷久爾夫	脇崎 一義	三村 豊喜	斉藤政次郎	登尾 鎌太

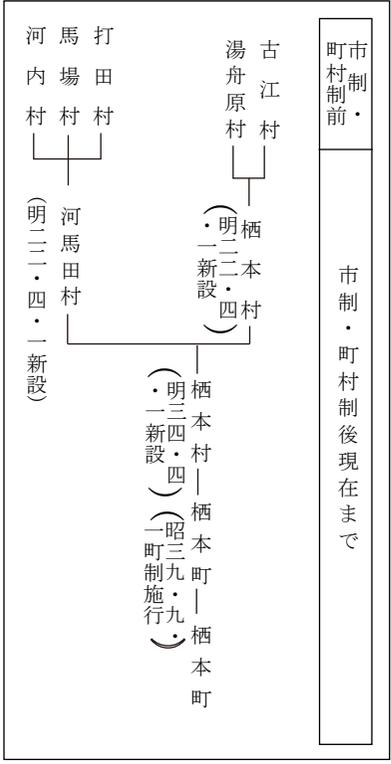
5 合併時の関係村の現況表

区	分	合併村		
		倉岳村	宮田村	棚底村
人	口人	八〇六七	二八五二	二七六八
戸	数戸	一、三八四	四六七	五〇三
面積	平方軒	二五・八五	五・二	八・六
				二二・〇

生産額	業 態						官 公 署	中 学 校	上 学 校	国 税	県 税	市 町 村 税	前 年 度 予 算 総 額	会 社、工 場 事 業 場 (資 本 金 五 百 万 円 以 上)
	計	都 市 的 業 態			生 業 の 割 合									
		商 工 業 人	そ の 他 人	計	農 業 人	そ の 他 人								
千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円
二四七三	四〇四二	九七八五	五五〇〇	二六〇	一六〇	七四九	一〇	一	一	一	一	一	一	一
五三、六七五	三〇、四〇〇	二〇、七五五	二、五〇〇	二六	二六	二、六三六	四	一	一	一	一	一	一	一
四、四九五	六七五	三九、九三四	一、八〇〇	四六	四六	二、四八二	四	一	一	一	一	一	一	一
四、六八	三、三八	三七、二〇	一、〇〇	二六	二六	二、二七一	二	一	一	一	一	一	一	一

【旧天草郡栖本町における合併の歴史】

1 市制・町村制施行前からの合併経緯と関係町村の沿革



戦国時代、菊池氏の流れをくむ栖本氏が、打田の庵寺付近に居城した。加藤清正の統治後、天草は、肥前唐津の寺沢志摩守広高の領地となつて、富岡に番代が、三カ所の要地に郡代が配置された。

栖本には郡代役所が置かれ（打田の一五社付近）、郡代石原太郎左衛門が遠く大矢野島付近まで支配したといわれるが、領有三六年で天領となり、栖本組（古江、湯舟原、河内、打田、馬場、下浦、志柿、小島子、下津浦、赤崎、須子、大浦）に属した。

明治維新後長崎県に属したが、四年（一八七二）一月に八代県、六年一月にはさらに白川県の管轄となつた。七年の大小区制の改正にあつては、湯舟原、打田、馬場、河内の四か村は下浦村とともに第一五大区第九区となり、古江村は宮田村ほか二か村とともに第七小区となつた。一二年、古江は宮田と二か村で、湯舟原、馬場、打田は三か村で河内村は単独でそれぞれ同一行政区域となり、戸長役場が置かれた。二二年、市制町村制の施行に伴ない、河内、馬場、打田の三か村が合併して河馬田村となり、湯舟原、古江の二か村が合併して栖本村となつた。更に三四年四月には河馬田村と栖本村が合併して栖本町となつた。

「栖本」という地名は、先述のように、町内の旧打田村が、元亀、天正のころ、天草五人衆（天草島の五人の領主で、天草氏、志岐氏、上津浦氏、栖本氏、大矢野氏）の一人栖本氏の居住地であったところから、その名前がついたと言われる。

2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二年（一九五三）町村合併促進法施行に伴う県の合併試案は、宮田、棚底、浦、栖本の四か村合併となっていたので、関係四か村は、早速四か村合併協議会を設置して合併促進をはかることとなり、役場の位置を除くすべての問題について協議が成立した。しかし、栖本村が役場をあくまで栖本村内に置くことを主張して譲らず、村当局には、栖本村以外の他に役場を置く場合には独立村として残ることもやむを得ないという考えがあったため、四か村合併はついに実現せず、昭和三〇年七月一日に至って、栖本村を除く他の三か村が合併して倉岳村が発足した。

翌三一年九月二日、県は、再び栖本村と倉岳村との合併案を示した。これに対して栖本村は、「当初四か村案があったにもかかわらず三か村のみが合併したのは不都合だ。」として独立村もしくは本渡市編入を主張した。しかし、本渡市への合併が困難となったため、最終的には倉岳村との合併もやむを得ないと空気があったが、あくまで役場庁舎を栖本村内に置くことを主張して譲らなかったため、その後も合併の動きは全く前進せず静観状態が続いた。

この間、倉岳村のうち特に栖本村に隣接する宮田地区住民の間には、役場位置を栖本村に譲ってでも合併すべきだとの動きもあった反面、栖本村馬場部落のように栖本村役場の所在地であるため、合併に反対する動きもあった。

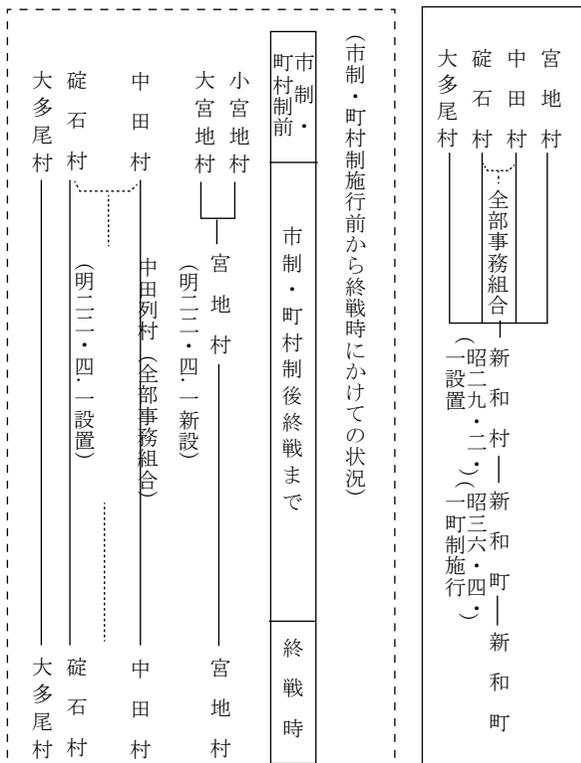
翌三二年一月九日、栖本村長および議会議長外二名の連名をもって、概ね次のような趣旨の陳情書が県知事に提出され、合併に対する考え方が明らかにされた。

栖本村は、県試案の宮田村、棚底村、浦村との四か村合併を希望し、合併協議会を設けて協議を重ねたが、役場位置の決定をめぐる感情的になり、協議が決裂して倉岳村が発足した。その後、県計画では倉岳村に編入合併ということになっているが、栖本村民は当初の考えどおりあくまで倉岳村との対等合併で、役場位置は栖本村内ということが絶対的条件であるから、合併の促進にあたっては村

民の意向も十分考慮され、合併の取り扱いについて特に善処を要望する。このうち、県は、栖本村に対して昭和三年三月二十九日付をもって、新市町村建設促進法第二八条第一項の規定により倉岳村との合併を勧告したが、合併への動きは、全然進捗しないまま、ついに合併には至らなかった。

【旧天草郡新和町における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(二) 宮地村

旧藩時代は、幕府の直轄地で、本戸組（本戸馬場、町山口、栢宇土、食場、亀川、楠浦、大宮地、小宮地、大多尾）に属し、庄屋が村政をとっていた。明治五年（一八七二）戸長制が布かれ、七年の大小区制により、第一五大区第一

○小区となった。一二年の郡区町村編制法の施行により、小宮地、大宮地両村は、それぞれ一行政区域をなしたが一七年の改正で小宮地村列として同一行政区域となり、二二年町村制の施行により、両村が合併して宮地村となった。

(二) 中田村、碓石村

旧藩時代は、幕府直轄領で、一町田組(久留、白木河内、平床、市瀬、津留、立原、中田、碓石、宮地岳、今、益田、一町田、下田)に属した。明治五年(一八七四)戸長制が布かれ、七年の大小区制改正により大宮地、小宮地、大多尾とともに第一五大区第一〇小区に編入された。一二年、郡区町村編制法の施行により、中田村、碓石村は一行政区域となつて、戸長役場の統治下におかれることとなった。二二年、町村制が施行されたのに伴い、中田村、碓石村は、村事務の全部を共同処理する組合を設立した。

(三) 大多尾村

鎌倉時代の古文書に大多尾の名が散見される古い村で、旧藩時代は、幕府の直轄領となり、木戸組九か村の一村として統治された。明治七年(一八七四)、大小区制の改正により宮地、中田、碓石の各村とともに第一五大区第一〇小区に編入された。一二年、郡区町村編成法の施行の際、単独で一行政区域とされて以来行政区域の変更はなく、二二年の町村制施行後も単独村として存続した。

2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二八年(一九五三)一〇月、町村合併促進法の施行に伴い、宮地岳村、中田村、碓石村、宮地村、大多尾村、新合村、宮野河内村の七か村(中田村と碓石村は全部事務組合)を合併する県の合併試案が示されたが、これよりさき八月に、宮地村、大多尾村および中田村、碓石村の四か村は、自主的に合併委員会をつくり、合併の検討を始めていた。各村が考えていた合併試案は、次のとおりである。

(一) 宮地村の試案 宮地村を中心として、大多尾村、中田村・碓石村組合と合併する。

(二) 大多尾村の試案 宮地村を中心として、大多尾村、中田村・碓石村組合と合併する。

(三) 中田村・碓石村組合の試案 中田村、碓石村を中心として宮地岳村、新合村、宮野河内村、宮地村、大多尾村と合併する。

一〇月二三日、大多尾村において、県地方事務所主催の合併委員協議会が開催されたが、宮地岳村と宮野河内村は、県の合併試案に反対を表明して欠席し、新合村は他の事情を理由に欠席した。そこで、当日出席した宮地村、大多尾村、中田村、碓石村で合併の話し合いが持たれたが、お互いの意見が一致しなかったため、各村ごとに世論調査を行ったあと、一月五日までに各村の合併試案に対する態度を決定することを約束して散会したが、結果は、八月に表明された各村の態度を再確認したに過ぎなかった。このような事情が反映してか、先に示された県の合併試案が一月に修正発表され、当地区は、最初の七か村合併案から、新合村および宮野河内村が除外されて五か村合併案に修正された。

翌二九年二月二日、県地方事務所主催の町村合併協議会が宮地村において開催され、宮地村、大多尾村、中田村・碓石村組合及び宮地岳村からそれぞれ関係者が出席したが、宮地岳村は県試案に反対し、宮地村と大多尾村は中田村・碓石村組合との四か村合併を、中田村・碓石村組合は七か村合併を、それぞれ主張して、ついに意見の一致をみなかった。しかし、県の調停により、各村は次第に歩み寄りを見せ、宮地村、大多尾村、中田村・碓石村組合の四か村で合併することに意見が一致し、早急に各村一〇人の合併委員を選任して、三月初旬に協議会を開催することを申し合わせた。

そこで、各村は早速臨時協議会を招集して、一〇人の合併協議会委員をそれぞれ選任し、四月一二日、宮地村ほか三か村合併協議会が発足した。協議会には、総務、土木、教育、民生、経済の五分科会を置き、全委員が各分科会に所属して審議を重ねた。しかし、審議の途中、統合中学校建設について、大多尾村が難色を示したため、八月四日、一五日の両日、特別委員会を招集して意見の調整を図ったが不調に終わり、一八日ついに特別委員会は流会となり、合併協議会をも解散するのやむなきに至った。その後、県などのあつせんにより各村が歩み寄り、通学道路整備によつて中学の統合を行うことで意見の一致をみた。また、中田村・碓石村組合は、当初の県試案による七か村合併を主張して譲らないため、憂慮される事態もあったが、関係村相互間の理解と協力によつて意見が一致し、九月一五日に至り協議会を復活して協定事項の協議を完了した。

このようにして、全体会議一四回と小委員会一〇回という度重なる審議を経て、ようやく新村の建設計画書を策定した。また、各村の議会は、予定の一二月一日

合併にあわせるため、九月一六日、熊本市において臨時議会を招集して合併関係議案をそれぞれ議決したあと、同日付をもって、合併申請書を知事に提出し、県議会の議決を経て、同年一月一日、新和村が誕生した。新村の名称は、宮地村外三か村合併促進協議会において、関係四か村の一般住民の公募によることに決定し、一戸当り各一票の応募を求めたところ、応募総数は三六三票に達し、協議会はこの中から、新しい村造りに関係住民が融和、和合し、新村として発展飛躍しようとの念願がこめられていると認め、「新和村」を選定した。その後、三六年四月一日、町制を布き、新和町となった。

3 合併条件および協定事項

- (一) 合併の形式 合体合併
- (二) 実施の時期 昭和二九年一月一日
- (三) 役場の位置 新村の中心地である宮地村大字小宮地とする。
- (四) 出張所の位置およびその事務
 - 1 出張所を左のとおり設置する。
 - 大多尾出張所（大多尾村役場）
 - 中田・碓石出張所（中田村・碓石村組合役場）
 - 2 出張所において左記の事務を行なう。
 - 戸籍に関する事務、配給に関する事務、徴税に関する事務、証明に関する事務
- (五) 議員、農業委員会委員および教育委員会委員の特例は採用しない。
- (六) 議員の選挙区 選挙区は、設けない。
- (七) 合併関係村の職員の身分取扱
 - 合併の際、現にその職にある一般職員は、引き続き新村の職員としての身分を保有し、勤務年数はこれを継承する。
- (八) 嘱託員（区長）の設置
 - 現在の嘱託員（区長）を統合整理し、その数の減少を図る。
- (九) 資産および負債
 - 1 関係村の保有する資産は、無条件で新村に提供する。ただし、現在宮地村にある大宮地財産区は、存続するものとする。

2 関係村の負債は、無条件で新村に引き継ぐ。

(一〇) 消防団の統合

1 現在の関係村の消防機械器具は、新村に引き継ぐ。

2 新村役場内に消防団の本部を置く。

3 分団数は現在のまま、団員数は六一〇人とする。

(一一) 税の調整 現在のままとする。

(一二) 大字の名称 新和村大字小宮地、大宮地、大多尾、中田、碓石とする。

(一三) 国民健康保険

宮地村国民健康保険は、早期に新村全域において実施するよう努力する。

(一四) 公民館の統合整備統合する。

(一五) 中学校の統合

昭和三三年四月一日に宮地中学校、中石中学校を統合し、大多尾中学校は将来統合するものとする。

(一六) 隔離病舎の整備統合

現在の伝染病院組合を新村に引き継ぐものとする。

(一七) 村税その他の滞納整理

村税の収入未済分は各村において合併前に責任をもって整理するものとする。

(一八) 各種団体の統合

農業協同組合、農業共済組合、婦人会、青年団その他の団体の早期統合をあつせんする。

(一九) 碓石村は、現在無医村であるため、医師一人を招へいし、新村において相当額の助成金を交付する。

4 合併時の三役及び正副議長

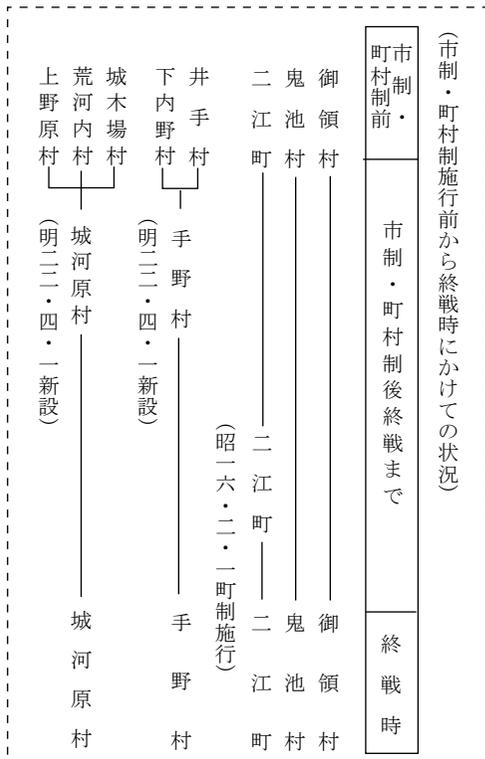
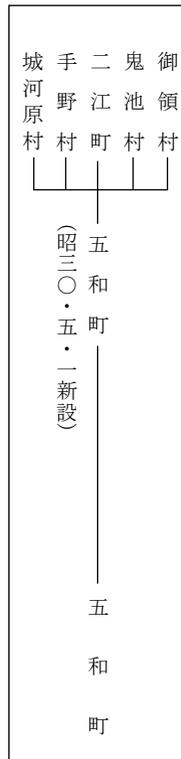
村名	長	助役	収入役	議長	副議長
宮地村	尾田 恒成	大田 光清	尾田 幸吉	本多 謙作	船元 順蔵
中田村 碓石村 組合	池田 源	—	森下 幸六	竹本 等	杉本 保
大多尾村	武部 力松	浦田 兼夫	岩下 金三	船辺喜四郎	浜田 邦彦

5 合併時の関係村の現況表

生産額	計		農産	鉦工産	その他	前年度予算総額	市町村税納税額	県税納税額	国税納税額	上の学校	官公署		業態の割合		面積	戸数	人口	区分														
	千円	千円									千円	千円	千円	千円					千円	千円	千円	千円	校	校	業態	都市的業態						
																											計	その他	農業人	その他人	計	商業人
九、五〇	二、四五〇	六、〇〇〇	二〇〇	一	二、八七九	六、四八八	二、二九	四、〇四五	一	一〇	三	八、二九	四、〇八五	四、〇八五	一、五	一、四三	六、七五	二、五七	八、三三	新和村												
一、五四〇	五、四〇	一、〇〇〇	一	一	二、五二	三、六五	四〇五	一、五三	一	一	四	四、三二	二、二七	二、〇四	三、三	三、七〇	六、九	四、六四	二、三〇八	宮地村 大多尾村 中田・碓石組合村												
四、七〇〇	四、七〇〇	四、〇〇〇	一	一	八、四七	一、五五	三、八	一、〇四三	一	一	三	二、三〇六	七、六九	一、四七二	六、五	二、〇五	一、六〇〇	三、四七	一、七六〇													
三、二五〇	一、九三五〇	一、三〇〇	二〇〇	一	七、六四一	一、二八四	三、八	一、五〇〇	一	一	三	一、七六二	一、〇九九	六、〇三	一、五	四、五	一、六〇〇	三、四七	一、七六〇													

【旧天草郡五和町における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(一) 御領村
建島松命が、天草国造に任ぜられて御領大島に上陸し、鉦を納めて丸尾に居を定め、稲置座を創設して天草一円を掌握したことから御領の地名が生まれたといわれる。
寛永一七年（一六四〇）、天草は天領となり、富岡代官所治下の大庄屋長岡氏により、御領組人か村（御領、鬼池、佐伊津、広瀬、本泉、下河内、新休、本

村)が統轄されていた。明治七年(一八七四)の大小区制のもとでは佐伊津村とともに第一六大区第二小区となったが、一二年の郡区町村編制法の施行により単独の行政区域をなし、二三年の町村制のもとにおいても一行政区域としてその変更はなかった。

(二) 鬼池村

旧藩時代は天領で、八か村からなる御領組に属し、御領大庄屋の管轄下に庄屋池崎氏が村政にあたった。明治七年(一八七四)、下河内村、井手村などとともに第一六大区第三小区に属することとなったが、一二年、郡区町村編制法が施行されると、本村は単独の行政区域として戸長役場が置かれ、以後行政区域の変更はなかった。

(三) 二江町

二江本土および通詞島の総称で、約三五〇年前の天正年間(一五七三〜一五九二)、すでに二江浦と呼ばれていた。天領時代には、富岡代官所治下の大庄屋長島氏の統轄する井手組、六か村(井手、下内野、二江、上野原、荒河内、城木場)に所属していた。明治維新後、長崎県の管轄となって独立の行政区域となったが、以後八代県、白川県とその管轄は変わり、七年(一八七四)の大小区制のもとで上津深江、坂瀬川の両村とともに第一六大区第四小区になった。その後、昭和十六年(一九四二)二月、町制施行により二江町となった。

(四) 手野村、城河原村

天領時代は、富岡代官所治下の大庄屋の所在地で、井手、下内野、城木場、荒河内、上野原の五か村からなる井手組に属していた。明治維新後長崎県の管轄に属し、戸長を置くにあたり二江村は分離したが、他の井手等の五か村は依然同一戸長のもとに治められた。その後白川県、八代県と管轄は変わり、七年(一八七四)に第一六大区第三小区となった。一二年の郡区町村編制法施行の際にも、五か村は、そのまま一行政区域として変更はなく戸長役場が置かれた。二二年、町村制施行により井手村および下内野村の二か村、城木場、荒河内、および上野原の三か村がそれぞれ合併し、旧村名の文字をそれぞれ一字ずつとって手野村、城河原村とした。

2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二八年(一九五三)一〇月、町村合併促進法が施行されたのに伴ない、御領村、鬼池村、二江町、手野村および城河原村の五か町村を合併する県の合併試案が発表されたので、この五か町村では、大同団結して住民の福祉増進を図り、あわせて財政の確立を期そうとする気運が盛り上がり、御領村では一二月、先進地視察を行なった。

一二月二五日、御領村に關係五か町村が集まり、合併問題について協議した結果、御領村ほか四か町村合併促進協議会を設置するための準備に着手することになった。

そして、翌二九年一月、御領村ほか四か町村合併促進協議会を設置し、二月一五日、鬼池村において第二回の合併促進協議会を開き、慎重に協議をしたが、役場位置の問題で話がまとまらず、御領村および城河原村は、本渡市への合併を希望した。両村は、その後具体的に本渡市との合併交渉をもつに至ったが、その交渉はあまり進展しなかった。一方、二江町および手野村は、五か町村合併案に賛成であり、この実現を期していた。ところが、御領村議会には城河原村との二か村合併賛成派が多く、また、鬼池村および御領村の大島部落は御領、鬼池両村の合併を主張し、さらに城河原村は手野村を含んだ御領村との合併を主張するなど、各町村の合併に対する態度は全く一致しなかった。このため、関係町村においては、県のあつせんを求めるとともに、お互いの話し合いを続け相互に合併促進に努力したが、まとまらなかった。

このような状況の中で、次のような嘆願書や陳情書がそれぞれ知事あて提出され、嘆願、陳情合戦が始まった。

(一) 陳情書

- 1 昭和二九年九月四日 手野村、城河原村学校組合立内野中学校 P・T・A 会長から手野村と城河原村の合併促進を要望するもの。
- 2 昭和二九年一月六日 御領村大島郷住民二四七人から、御領村と鬼池村の合併実現を要望するもの。
- 3 昭和二九年一月 御領村議会議長ほか議員一二人から城河原村と御領村の二か村合併実現を要望するもの。
- 4 昭和二九年一月 鬼池村長、議長、議員および団体の長など六九人から鬼池村と御領村の二か村合併実現を要望するもの。

5 昭和二十九年一月 二江町長、議長ほか二江町合併推進委員四人全員の連署により県試案どおり五か町村の合併実現を要望するもの。

(二) 嘆 願 書

1 昭和二十九年一月七日 手野村長、議長、議員および各種団体の長など五人から県試案のとおり合併実現を要望するもの。

2 昭和二十九年一月 城河原村大字上野原字野口嘆願者代表猪口志幸三郎ほか八人と住民二八七人から、手野村を除いた御領村と城河原村の合併には反対で、三か村合併実現を要望するもの。

その後も各町村では、各地区ごとに住民大会等を開いて世論の統一に努力した結果、翌三〇年三月一二日に至り五か町村合併実現ということでは完全な妥結をみることになり、正式な五か町村合併促進協議会を発足させ、事務局を御領村に置いた。その後、新町建設の具体的事項を逐次決定し、五月一日を目標に五和町として発足することを決め、各関係町村は、三月一三日、臨時議会を招集してそれぞれ関係議案を議決し、同日付をもって合併申請書を知事に提出した。新町発足に際して、合併五か町村民から公募した町名を合併促進協議会において慎重審議した結果、『新しい町づくりの根本理念は、和の精神であるが、今後の新町の発展を目的として五つの町村が和で結ばれたのであるから、「五和」は、その精神を最も端的に表現したもので、新町に最も適した町名である』との理由により満場一致で「五和町」と決定した。

こうして五月一日、御領村ほか四か町村が合併して新しい五和町が誕生した。

3 合併条件および協定事項

(一) 合併の形式 合体合併

(二) 実施の時期 昭和三〇年五月一日

(三) 役場の位置

天草郡御領村字馬場六、六〇四の一番地

(四) 出張所の位置およびその事務

1 出張所を次のとおり設置する。

鬼池出張所 天草郡鬼他村九六六の一番地

二江出張所 天草郡二江町二、九七一一番地

手野出張所 天草郡手野村大字井手三、九三二番地

城河原出張所 天草郡城河原村大字城木場七番地の二

2 出張所において、次の事務を行なう。

ア 戸籍および住民登録に関する事務

イ 配給に関する事務

ウ 徴税に関する事務

エ 諸証明に関する事務

3 出張所職員の定数

所長各一人、職員各二人、使丁各一人とする。ただし、二江出張所のみ職員定数を四人とする。

4 役場の転用方針

鬼池村、二江町、手野村、城河原村の役場の建物は、それぞれ当該出張所に転用する。

(五) 町議会議員、農業委員会委員および教育委員会委員の特例は採用しない。

(六) 議員の選挙区は、設けない。

(七) 職員の身分取り扱い

1 合併の際、現にその職にある関係町村の一般職の職員は、全員引き継ぎ、新町の職員の身分を保有せしめ、勤続年数は、これを継承するものとする。

2 職員の給与については、合併関係町村間の不均衡を調整し、その他の身分に関しては、すべてを通じて公正に処理するものとする。

3 職員の退職手当は、合併後一か年以内に退職した者には、国家公務員退職手当暫定措置法第五条の規定により算出した額を新町において支給する。

(八) 財産処分

1 合併町村のいつさいの財産は、これを新町に引き継ぐものとする。

2 負債について（一時借入金を除く。）は、全部新町に引き継ぐものとする。

(九) 消防団の統合

1 新町役場内に消防団の本部を置く。

2 分団は、現在そのままとし機械化をしようえ整理統合する。

(一〇) 国民健康保険

城河原村の国民健康保険は、現在そのまま存続し、漸次新町全域において実施

するよう考慮する。

(一) 嘱託員(区長)の取り扱い 現在の区長は、そのまま存続する。

(二) 行政区画

五和町大字御領 大字鬼池 大字二江 大字井手 大字下内野
 大字上野原 大字荒河内 大字城木場

4 合併時の三役及び正副議長

町村名	町村長	助役	収入役	議長	副議長
御領村	石本勝之丞	宮崎 秀雄	高橋 倉一	原田 定一	野島 毅市
鬼池村	宮崎 武之	松岡 増行	立石 竜雄	山本 源市	宮崎 毅文
二江町	上田 八郎	江上 喜弘	橋本 春喜	周詞 美政	崎本 竹松
手野村	井上 国男	高橋 伝造	村田 安広	小川 勇平	鳥羽瀬儀十郎
城河原村	鶴田 又雄	田中 正男	松下 正春	井上萬次郎	金子 直吉

5 合併時の関係町村の現況表

業態	面	戸	人	区	分	関係町村				
						御領村	鬼池村	二江村	手野村	城河原村
都市的	積 平方科	数戸	口人	五和町						
商業	一、八三三	四〇八四	一八四〇三		五、六〇四	三、二四五	四、八四三	二、三九四	二、三六二	
工業	五〇・三六	二、二六八	二、二六八		二、二六八	八二	一、二三五	四三四	四五	
その他	二、四三〇	二、四三〇	二、四三〇		二、四三〇	九三	八五五	六〇	二二〇	

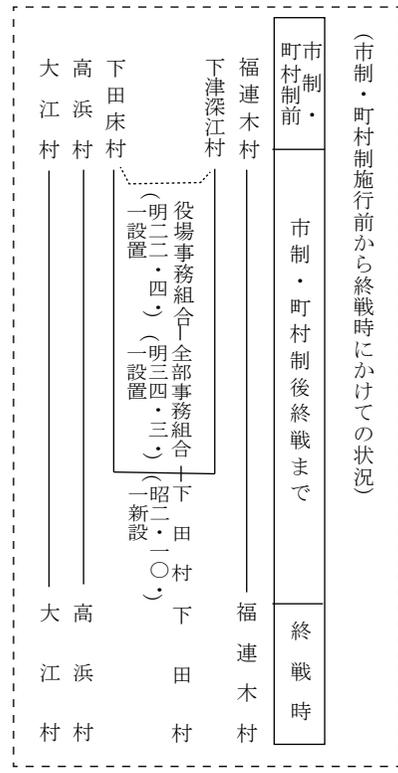
【旧天草郡天草町における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



生産額	計	その他	農業	鉱工業	事業場	前年度予算総額	市町村税納税額	果税納税額	国税納税額	上の学校	中学校	官公署		生業の割合	
												計人	その他	農業	その他
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	人	人	人	人
四四〇一九	七、七五〇	三、九六三	二、九六三	七、〇〇〇	一	八〇、〇六	一八、六八三	三、三三五	一〇、六四三	一	四	一五、二四〇	五、二六二	九、九七九	三、二六三
一六四四三	一三、〇〇〇	一、〇〇〇	三、四八七	四、五〇〇	一	一八、六九四	七、七五七	一、二二七	二、四四五	一	一	四、四五一	六、四九	三、八〇二	一、二五
五九八三七	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	三、四八七	一、五〇〇	一	一三、〇九	三、〇五四	五、一	二、九四	一	一	三、〇六五	二、八七六	二、一八九	一、八〇
七、〇三二	三、四六〇	一、〇〇〇	二、七二一	八、六〇〇	一	三、三〇八	二、九六	一、〇〇〇	三、八六	一	一	三、四〇三	一、九四七	一、四五六	一、四四〇
六五、一九	八、九七〇	一、〇〇〇	五、五四九	八〇〇	一	二〇、九五〇	二、五七七	三、七七	九、三	一	一	二、一三	二、九	一、九四	三、六
八〇、三〇	七、一八〇	一、〇〇〇	七、三四五	七〇〇	一	一四、一五五	二、三四	二、六〇	七、七	一	一	二、〇八	五、七〇	一、五八	二、五〇

(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)



(一) 福連木村

天正時代(一五七三〜一五九一)には志岐城主、志岐麟仙の支配下にあったが、天草の乱(一六三七〜一六三八)後は、大江組(大江、今富、崎津、高浜、小田床、下津深江、福連木、都呂々)の一村として大庄屋松浦氏が治めていた。当村には、福連木官山と称する二三〇ヘクタールの幕府御用山があり、庄屋は山方番所と呼ばれ、特に大庄屋と対等の権利を有していた。

明治七年(一八七四)、大小区制のもとでは、下津深江、小田床、高浜の各村とともに第一六大区第六小区に属し、同一戸長の統治下に置かれたが、二二年の郡区町村編制法施行の際独立し、二二年の町村制が施行された際も、単独村として一行政区をなしていた。

(二) 下田村

旧藩時代には大江組に属していた。明治七年(一八七四)には第一六大区第六小区となったが、明治二年の郡区町村編制法施行の際、下津深江、小田床の両村は、それぞれ別個の行政区として戸長役場が置かれていた。一七年の改正で、両村は下津深江村列として一行政区となったが、町村制施行にあたり下津深江、小田床の両村は独立し、役場事務組合を設けて村政を行っていたが、三四年、組合規約を設けて全部事務組合を設置した。

昭和十一年(一九三六)一〇月、下津深江村および小田床村が合併して下田

村となった。

(三) 高浜村

元和三年(一六一七)、大阪方の遺臣根津正信が天草に来て高浜村に隠住し、炭を焼いて世を忍んでいたが、のち本国信州の地名をとって上田姓を名乗った。これが高浜村庄屋上田家の始祖といわれ、以後、庄屋が廃止されるまで二二代にわたって善政を行った。旧藩時代は、大江組八か村に属していた。明治七年(八七四)の大小区制のもとでは福連木、下津深江、小田床の各村とともに第一六大区第六小区に入ったが、二二年の郡区町村編制法の施行に伴ない単独村となり、以後そのまま変遷はなかった。

(四) 大江村

キリシタンゆかりの土地で、天草家の先祖、右馬太郎種有の讓状中には「おほみ」とある。旧藩時代、天領として一〇組に分治された時、大庄屋の一人松浦氏が当村に在住して大江組八か村を治めていた。明治維新後、河内村と大江村が合併し、これに軍ヶ浦と向辺田の両村を加えて大江村となった。明治七年(一八七四)大小区制のもとでは、今富、崎津両村とともに第一六大区第九小区として同一戸長の下にあったが、二二年の郡区町村編制法の施行に伴ない分離し、二二年の町村制が施行された際も独立村として残った。

2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二十八年(一九五三)一〇月、町村合併促進法が施行された直後、下田北小学校講堂において、県地方事務所主催による町村合併促進懇談会が開催され、福連木村、下田村、高浜村の各村長および議長をはじめ各種団体の代表者が集まって、合併促進についての初の協議会が行われた。この会議では、一〇月五日示された下田、高浜、福連木の三か村合併を内容とする県の合併試案を中心に協議が行われたが、この県試案に対しては、いろいろの批判や県の試案に大江および都呂々の二か村を加えることについての要望等があった。

一方、大江村は、大江、富津、一町田の三か村合併の県試案に対し、大江、高浜、富津の三か村合併に試案を変更するよう陳情していた。

このあと、県試案は一月に修正され、当地区は福連木、下田、高浜の三か村に大江村を含めた四か村合併ということになった。その後、下田村では、合併に

ついで住民投票を行った結果、都呂々、下田、福連木の三か村合併希望が次表のとおり多数を占めた。

案内区分	合併案村名	南地区		北地区		計	
		投票数	割合	投票数	割合	投票数	割合
一	都呂々、下田、福連木	一六	% 一〇	一七五	% 七二	一九一	% 四六
二	都呂々、下田、高浜	三五	二二	一	—	三六	九
三	都呂々、福連木、下田、高浜	八九	五三	七一	二九	一六〇	三九
四	都呂々、福連木、下田、高浜、大江	二七	一六	一	—	二八	六
計		一六七	二〇〇	二四八	二〇〇	四一五	二〇〇

このため、二九年三月四日、福連木村で都呂々、下田、福連木の三か村合併についての懇談会が開かれた。また、翌五日、下田村において、都呂々、下田、福連木、高浜、大江の五か村長および議長が出席して合併問題について懇談会を開催した。一方、都呂々、下田、福連木の三か村は、数回にわたり三か村合併について意見を出しあったが、関係村内の調整は円滑にいかなかった。県試案では、都呂々村は、地域的にも富岡ブロックと同一条件にあるため、富岡地区との合併が予定されていたが、都呂々村長は、下田、福連木両村との合併に積極的であった。しかし、これに対して村民の間にはかなりの不満があり、八月三日に行われた住民投票においても、富岡地区との合併賛成が六六〇票、福連木地区との合併賛成が五三一票で、富岡地区合併賛成派が多かったため、村長は八月七日、ついに辞表を提出した。

このように、福連木、下田、都呂々の三か村合併は次第にむずかしくなり、下田村では都呂々村との合併計画のこじれから、村長および村議会議員が総辞職するという事態が起こり、また、都呂々村においても、村長がさきに出した辞表を撤回したため、一月一四日、代表者八人により村長の解散請求が村選管に出されるなどの混乱が起こった。

このような事情のため、当地区の合併促進活動は、一時中断せざるをえない状態となった。翌三〇年四月七日、県地方事務所は下田村において一時休止状態となっていた合併懇談会を開催したが、県試案にあげられた福連木、下田、高浜、

大江の各村長および議長が出席して懇談した。

さらに四月二日、県地方事務所は下田村に關係四か村長ならびに正副議長を招き、早期合併の主旨を説明したが、下田村を除いて大勢として一応選挙を終えてから合併を進めるよりほかはないということになった。

この間、下田村では、各部落に対し、あらためて合併についての世論調査を行った結果、次表のように県試案の四か村に都呂々村を含めた五か村合併希望が圧倒的に多くなった。

合併案	回答者数
合併案による合併で、特例による早期合併希望	五九四人
特例を受ける余裕がないので別途の方法で合併希望	四七七人
県試案に都呂々村を含めた五か村合併希望	二、二二〇人
回答者総数	二、二八一人

この結果に基づき、関係村間の会合が開かれるなどかなり積極的な運動が行われたが、五か村の大合併となるため関係村間の調整にかなりの時間がかかり進展をみなかった。

ところが、選挙後の福連木、下田両村の村議会では、福連木、下田、都呂々の三か村合併を議決してしまった。

こうしたなかで、三一年四月二三日、大江、高浜両村の村長および議長など二人の連名で、「下田、福連木両村が都呂々村を加えて三か村合併を立案、推進し議会で議決したが、県試案とその他の指導を要望する。」旨の要望書が知事に提出された。また、翌四月二四日、都呂々村議会議員七人は、連名で福連木、下田、都呂々の三か村合併案反対の声明書を知事に提出した。

しかし、五月九日に至り都呂々村から、下田村および福連木村に対し、三か村合併を断念するとの正式通告がなされたため、福連木村と下田村では、今後、県の合併試案による四か村合併を促進することになった。五月二八日、県事務所主催による四か村合同合併懇談会が開催され、合併の期日、合併協議会の設置等を決定した。この決定に基づき六月五日、福連木村ほか三か村合併促進協議会の第一回会議を開いた。次いで、同月一六日、第二回合併促進協議会を開催して合併

諸問題を審議した結果、役場位置を除いて一応の結論を得た。合併に際し新町名を合併四か村の住民から公募したところ、応募数は一、〇二九件に達した。合併協議会において慎重審査の結果、天草郡中随一といわれる官山、温泉、陶石およびキリシタン遺跡等が新町の地域内にあり、雲仙天草国立公園として観光資源にも恵まれ、さらに頼山陽によつてうたわれた天草灘を一望におさめることができ、前途洋々たるものがあるとの理由により全会一致をもつて「天草町」を選んだ。

同月二四日、第三回の合併促進協議会を開き建設計画、合併条件等について協議したが、なお役場位置は決定されなかった。同月二七日、第四回の合併促進協議会を開き、主に役場位置、財産および負債の問題について審議した。

役場位置の決定について結論がでないため、その後も、六月三〇日第五回、七月一三日第六回、七月一五日第七回、七月一七日第八回と連続して合併促進協議会を開いて協議したが、ついに決定をみる事ができなかった。このため七月一八日、第九回の合併促進協議会を開き、未決定の役場位置について協議を重ねたが決定に至らず、やむをえず投票の方法をとることとなり、高浜村一二票、下田村九票でようやく高浜村と決定し、同時に別記の協定書を作成した。この結果、合併協定もすべて整ったので、各村は七月二一日それぞれ臨時議会を招集し合併関係議案を議決し、三一年九月二一日、新しく天草町が誕生した。

役場位置決定に伴う各村提出の条件協定書
昭和三十一年七月一八日の合併促進協議会ならびに昭和三十一年七月二〇日の関係村長および議長協議会において協定した役場位置決定に伴う諸条件の協定事項は、左記のとおりである。

記

- 1 福連木村の提出事項
ア 支所を永久に置く。
- イ 板の河内線および鍋仁田線を早急に開通する。
- 2 大江村の提出事項
産業団体の事務所のひとつを大江村に置く。
- 3 下田村の提出事項
ア 昭和三十一年度に公会堂を新築、設置する。

イ 新町の会合は、公会堂において開催する。
ウ 天草郡の会合も公会堂で開催するよう努力する。
エ 建設に要する経費は、八〇〇万円を限度として新町の経費より支弁する。
オ 敷地およびこの設計は下田村に一任する。
カ 新町の観光課は本庁より切り離し、下田村に置き、観光に関するいっさいの事務は観光課で行う。
キ 今後、各種団体の統合が行われる場合、事務所は下田村に設置するよう努力、あつせんする。

3 合併条件および協定事項

- (一) 合併の形式 合体合併とする。
- (二) 新町名 「天草町」
- (三) 役場の位置 天草郡高浜村乙第七二一番地
- (四) 合併の時期 昭和三十一年九月二一日
- (五) 支所の取り扱い
1 支所を次のとおり設置するものとする。
福連木支所 福連木村三、六一一の一番地
下田支所 下田村大字北一、一九〇の四番地
大江支所 大江村七、三二八番地
- 2 支所は次の事務を行うものとする。
ア 戸籍および住民登録に関する事務
イ 配給に関する事務
ウ 徴収に関する事務
エ 諸証明に関する事務
オ 勸業等の連絡事務
- 3 職員の数 五人以内とする。
- (六) 議会議員の取扱
1 任期および定数 地方自治法第九一条第一項の規定による定数とし、合併後ただちに改選するものとする。

2 選挙区

公職選挙法第一五条第五項の規定により選挙区を設ける。ただし、選挙区は議員の一任期間とする。

選挙区および選挙すべき議員の数は次のとおりとする。

福連木村 三人 下田村 五人
高浜村 一〇人 大江村 八人

(七) 農業委員会委員の任期および定数

町村合併促進法第九条の三の規定により、合併関係村の農業委員会の選挙による委員で、新町の農業委員会委員の被選挙権を有することとなる者の互選による一六人は、昭和三二年七月一五日まで引き続き合併町の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。

なお、新町は、学識経験者として、合併関係村からそれぞれ一人ずつ推せんし、農業委員会委員の数を前記選挙による委員と合わせて二〇人とする。

(八) 職員の身分取扱い

1 特別職の職員は退職する。

2 一般職の職員は、町村合併促進法第二四条の規定により、すべて新町に引き継ぎ、新町の職員としての身分を保有せしめ、職員の勤続年数は継承するものとする。

3 職員の給与は、合併関係村の不均衡を調整し、その身分取り扱いは、すべての職員を通じて公正に処理するものとする。

4 職員の退職手当

職員の退職手当は、合併後一年以内の退職者については国家公務員等の退職手当暫定措置法(昭和二八年法律第一八二号)第五条の規定により算出した額を支給する。

(九) 部落囑託員設置 一応現在のままとする。

(一〇) 財産および負債については、新町発足と同時に新町に帰属せしめるものとする。

(一一) 行政区画 行政区画は次のとおりとする。

天草町福連木 福連木村の区域
下田 下田村の区域

〃 高浜 高浜村の区域

〃 大江 大江村の区域

(一二) 消防団の統合

1 消防団を次のとおり整備統合する。

合併前		合併後	
本団	分団	本団	分団
四	一四	一	四
七三	四	一三	五七〇
四	七三四	一	四
一	四	一三	五七〇
四	一四	一	四
七三	四	一三	五七〇
四	七三四	一	四
一	四	一三	五七〇

2 消防団本部を新町役場に置くものとする。

3 消防器具は、すべて新町に引き継ぐものとする。

4 関係村にそれぞれ支団を置き、従前の分団を整理統合するものとする。

(一三) 各種団体の統合

各種協同組合、婦人会、青年団その他各種団体については、将来統合するようあつせんするものとする。

(一四) 国民健康保険事業 将来実施するものとする。

(一五) 漁業権 将来において考える。

(一六) 小、中学校の通学区域

大江村宇向辺田区の生徒は、従前のおり牛深市二浦中学校に通学するものとする。

(一七) 関係村の継続事業

関係村の継続事業は、新町において引き続きこれを行なうものとする。

4 合併時の三役及び正副議長

村名	長	助役	収入役	議長	副議長
福連木村	築田 房市	前川 義春	京塚 重義	松本五十二	坂本作之重
下田村	藤田 利光	上野 一	浜崎 俊雄	猪野 博民	白石 高則
高浜村	浜崎 寿翁	川崎 進	米田 浩	松本 伝作	森 与八郎
大江村	岩崎 朋茂	赤崎正四郎	川端宇一郎	山下 達郎	堀田 政敏

(一) 一町田村

旧藩時代は、天領として富岡代官の支配を受け、一町田組(久留、白木河内、平床、市瀬、津留、立原、中田、碓石、宮地岳、今村、益田、菘丁田、下田)に属して大庄屋野田氏が総括していた。下田は、昔「河内浦」と称し、天草家の城跡があつて、下島西南部の首邑としての昔をしのぶことができる。

明治七年(一八七四)の大小区制のもとでは白木河内村は、宮野河内村とともに第一六大区第八小区に、菘丁田、下田、益田、今村の四か村は、立原、宮地岳の各村とともに第一六大区第七小区に形成した。明治九年に今、益田の両村は、合併して今田村に、菘丁田、下田の両村は、合併して河浦村になり、二年の郡区町村編制法の下ではそれぞれに戸長役場が置かれ、一方、白木河内村は、久留村とともに同一戸長の統治下に置かれることになった。しかし、一七年の行政区区域の変更により、河浦列村として河浦、白木河内、久留の三か村、新合列村として新合、今田、立原の三か村がそれぞれ行政区区域を形成したが、二年の町村制施行に際し、河浦、今田、白木河内の三か村が合併して一町田村となった。また、その時、早浦、亀浦の両村とともに、三か村で村事務の全部を共同処理する組合を設立した久留村は、大正一〇年(一九二二)その組合を脱退して五月一日、一町田村に編入された。

(二) 新合村

旧藩時代は、天領として、一町田組に属し、立原村および市瀬村は本多氏、津留村は、蓑田氏、平床村は富永氏が代々庄屋として、明治初年頃まで村政をとつてきた。明治七年(一八七四)の大小区制のもとでは、宮地岳、菘丁田の各村とともに第一六大区第七小区に編入された。明治九年、津留、市瀬および平床の三か村は、合併して新合村となり、二年の郡区町村編制法により新合と立原が一行政区区域となった。一七年の行政区区域の変更により新合村、立原村、今田村が同一行政区区域となつて官選戸長が村政をとつたが、二年の町村制施行に伴い、今田村は一町田村に合併し、新合村と立原村とが合併して新合村となった。

(三) 富津村

旧藩時代は、天領として大江組(大江、高浜、小田床、下津深江、福連木、都呂々、崎津、今富)に属し、大庄屋松浦氏の支配のもとに、崎津は吉田氏が、

今富は上田氏が庄屋として村政をとり、また遠見番所が置かれて、天草灘の島の航行などを見張つていた。

明治維新後、長崎県に属したが、のち八代県、白川県と所属が変わり、七年の大小区制のもとでは、大江村とともに第一六大区第九小区に編入された。二年の郡区町村編制法施行により今富村、崎津村はそれぞれ一行政区区域となつたが、一七年の改正で両村は同一行政区区域となった。その後、二年の町村制施行の際は合併が実現せずそれぞれ独立したが、二九年、崎津、今富両村が合併して富津村となった。

なお、この地は、旧藩時代の禁制による隠れキリシタンで知られ、明治初年の解禁以後著しく興隆発展してきた。

(四) 宮野河内村

旧藩時代は、天領として久玉組(久玉、牛深、深海、宮野河内、早浦、亀浦、魚貫)に属し、池田氏が庄屋として村政をとつた。

明治七年(一八七四)、白木河内村などとともに第一六大区第八小区に編入されたが、二年の郡区町村編制法により単独の行政区区域となり、以後行政区区域の変更はなかった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

(一) 一町田村ほか二か村の合併

昭和二八年(一九五三)九月、町村合併促進法の制定後、歴史的にも経済的にも深いつながりをもつ一町田、富津、新合の三か村は、正式に合併の検討を始め、住民の関心も急速に高まった。当初、県からは、一町田、富津、大江の三か村合併案が示されたが、地元の実情と合わないため、一月一六日、さきの三か村合併案を改め大江村を除いて新合村を含める合併案に修正して発表された。そこで翌二九年六月二八日、一町田村ほか二か村合併促進協議会が設立された。協議会は、総務、産業、教育、厚生および消防の五分科委員会を設けるとともに、合併事務局を置き、ここに本格的な合併促進活動が開始された。協議会は、関係住民に対して、町村合併説明会などを開くとともに、早くから新町名を募集するなど啓発宣伝に努める一方、六回の分科委員会と五回にわたる協議会を経て、八月一六日、新村の建設計画、財政計画の試案を一応作成し

終った。

この間、建設計画を作るにあたっては、富津村が上水道施設設置、港湾施設整備、学校新築、町営バス設置、消防施設拡充などを初年度事業とするよう強硬に申し入れて、一町田、新合両村と対立し、一方、新合村は村長が一町田地区との合併を希望したのに対して、青壮年層が新合を中心とした宮地岳、一町田、宮野河内の四か村合併を希望し、富津村の除外を強く要求するなどの障害があった。

また、町村合併促進法施行後、合併機運が起こるにしたがって、一町田地区合併か牛深地区合併かをめぐり、村内が対立していた宮野河内村から八月下旬になって合併協議会の総務委員会に対して、正式に合併の申し入れがあったため、この受入をめぐり、さらに四回の協議会を開いて検討した。しかし、八月二十七日の合併協議会に宮野河内村の漁民代表二一〇人がつめかけ、「宮野河内村の一町田地区への合併は、漁民の生活権を奪うのであくまで反対する。村議会の決定は、非合法である。」と陳情するなどの動きもあって、宮野河内村を三か村合併に加えるには、漁業権に関する村内世論の不統一というところで三か村合併の線は崩すまいとする協議会の意向どおり宮野河内村を含めないで合併することを決定した。九月四日、最終的な合併協議会を開いて、十一月一日発足の線で合併することを申し合わせるとともに、一町田村ほか二か村合併の最終的な建設計画を決定した。

こうして、一町田、富津、新合の三か村は同年一月一日合併し、「河浦町」が誕生した。新町名については、合併三か村民から公募したもので、四六六票の応募があり、これを合併協議会で慎重審議した結果、歴史的には、天草の中心地で古くから「あまくさリと呼ばれていた「河内浦」に準え、また、未来への願いとしては、「いくつものせせらぎが集まり、河となって浦にそそぎ、流れはやがて大海の潮なる」という町民の融和と町の発展の願いがこめられているとの理由から、「河浦町」に決したものである。

(二) 宮野河内村の編入

昭和二十八年（一九五三）一〇月に発表された県の合併試案では、宮野河内村は、宮地岳村など七か村合併の計画に入っていたが、十一月一日、牛深地区との合併に修正発表された。

他町村の合併活動とともに村内の合併気運も次第に盛りあがったが、部落によって牛深地区合併賛成派と一町田地区合併賛成派があり村内は二派に分かれた。そのため、二九年四月の村議会で部落ごとの投票により、世論を調査することに決定し、各戸一人あての投票を行なった。その結果、牛深地区合併を主張する舟津部落以外は一町田地区合併賛成派が多かった。しかし、村議会では定数一二人のうち、七対四で牛深地区合併賛成者が多く、村民の多数意見と反対の結果となった。このような村内事情のため宮野河内村は、県試案である牛深地区との合併は、見送らざるを得なくなった。しかし舟津部落は牛深地区との合併を望み、五月には村議会議長をはじめ村の有力者二二人（牛深派）と九三人の部落民の連署により、県試案どおり、牛深地区との合併を要望する陳情書を県に提出した。その後も数回、村議会や村民大会を開いたが結論を得なかった。

同年八月十五日、一町田地区合併賛成派の上平部落代表約五〇人が村役場に押しかけ、「牛深市につくなら無条件合併となるのに対し、一町田地区は、現在の最後の建設計画案をたてているので、即時一町田地区合併を決議せよ。」と陳情したため、村長は即日、緊急村議会を招集した。しかし、一人の議員中五人が欠席したため議決できず、翌一六日、一町田地区合併協議会に建設計画書の作成を待つてほしいと申し入れた。同協議会では、宮野河内村は、牛深地区からも除外されているからとの理由で一応陳情書を受理した。

同月二一日、宮野河内村は、緊急村議会を開き、協議を重ねたが、住民投票の効力が法的に有効かどうかということが問題となり、県地方事務所照会の結果、住民投票の効力は法的には何ら効力を有しないとの回答があったため、ついに結論はせず、このため村長をはじめ村議六人が辞表を提出し、さらに二三日、中立派の議長ほか一議員も辞表を提出するに至った。続いて二五日、上平、西高根両部落の青壮年代表が村長と議長を尋ねて懇談した結果、村長、議長および議員八人は辞表を撤回するとともに、同日午後、緊急村議会を招集して一町田地区合併議決を協議し、結局八対三で一町田地区合併を議決した。しかし、一町田地区は、二二七日、宮野河内村を含めないことに態度を決定した（一町田外二か村合併の項参照）。

一方、舟津部落は、あくまで牛深地区への合併をとまえ、九月一六日には、

再び区長、議会議員、漁協長および農協理事の計四人により、牛深市への合併促進を要望する陳情書が県に出された。

このような情勢の申で十一月一日、一町田、富津、新合の三か村は合併して河浦町となった。

その後は、村当局その他関係機関の積極的な指導によって、逐次、村内世論の統一をみ、村当局は、翌三〇年一〇月、再び河浦町に編入を申し入れた。両町村で慎重協議を重ねた結果、地理的にも経済的にも深いつながりを持つ宮地河内村を河浦町に編入することはより一層行政効果をあげることになるとの結論を得るに至った。こうして、両町村は、十二月二日、議会を開いて、関係議案をそれぞれ議決し、三一年四月一日をもって宮野河内村は河浦町に編入合併した。

(三) 牛深市二浦町路木地区の編入

二浦村は、県試案でも当初から牛深地区合併が計画され、地元でも、この案に沿って、合併活動は順調に進められていたが、路木部落が区有財産処分のごとで紛糾し、分村問題にまで発展した。(牛深市の項参照)しかし、この問題も条件付で一応解決し、二九年七月一日、牛深地区と合併して牛深市二浦町となった。

しかし、合併後の同年八月一〇日、部落民の連署をもって、分市実現方の陳情書を県に提出したのをはじめとして、一二月には、同じく分市の上申書を県に出すなど、再び区有財産の問題で分市の動きをみせ始め、早浦地区からの分市翻意要求や、県の調停にもかかわらず、その後約二年間にわたって紛糾を続けた。そこで三一年一〇月三〇日、住民投票を行なった結果、同地区の八一パーセントが分市を希望していることが判明したので、ついに分市して河浦町に編入することに決定した。そこで、河浦町と牛深市が協議を重ねた末、翌三二年三月一日、路部木落は境界変更により牛深市を離れて河浦町に編入された。

3 合併条件および協定事項

(一) 一町田村ほか二か村の合併

(一) 合併の形式 合体合併

(二) 新町名 河浦町

(三) 町役場の位置 天草郡一町田村大字河浦四九六番地

(四) 合併の時期 昭和二九年十一月一日

(五) 支所または出張所

1 次のとおり出張所を設ける。

新合出張所 天草郡新合村大字新合一、〇六九番地

富津出張所 天草郡富津村大字崎津七九七番地

2 職員 所長各一人、職員 新合一一人 富津二人、使丁各一人

3 所管事務

戸籍、住民登録、配給、諸証明、収入事務および厚生事務

(六) 町議会議員の選挙区および定数

1 選挙区は設けない。

2 現村議会議員は、合併と同時に退職し、定員は二六人とする。

(七) 助役の定数 一人とする。

(八) 村職員の身分取扱

1 全職員を継承する(特別職の職員は、一応退職とし、新町長において別途考慮する)。

2 職員の勤務年数は、継承する。

3 職員の給与は、すべての職員を通じて新町長において公正に処理する。

4 職員(三役を含む)の退職手当は、合併後一か年以内に退職した者には国家公務員等退職手当暫定措置法(昭和二八年法律第一八二号)第五条の規定により算定した額を新町において支給する。

(九) 財産の処分

1 負債は、全部新町に引き継ぐ。

2 財産は、全部新町に引き継ぐ。ただし、現在各町村が所有している山林、原野については、一町田村、新合村、および富津村においてそれぞれ財産区を設け管理する。

(一〇) 消防団の組織統合

各消防団を一团として河浦町消防団とする。

各村の消防団は、現在そのまま存続し、機械化の整備に伴ない漸次統合する。

河浦町役場内に消防本部を置く。

(一) 商工会および農業協同組合、漁業協同組合については、適当な方法で統合を強力に推進する。

(二) 農業委員会の統合

農業委員会は、これを統合し、委員は三〇人とし、任期を半年延長する。

(三) 教育委員会の統合

教育委員会は、これを統合し、委員は各村の教育委員の互選とし、任期を一年延長する。

(四) 国民健康保険事業の統合整備

これを統合して国民健康保険事業を行う。

(五) 国保病院（円寿分院を含む。）および伝染病院の帰属

1 現一町田村国保病院（円寿分院を含む。）は新町に引継ぐ。

2 一町田村ほか七か村隔離病舎組合は、関係村の脱退議決をなしたうえ新町に引継ぐ。

(二) 宮野河内村の編入

(一) 合併の形式 編入合併

(二) 町役場の位置 河浦町大字河浦四、九六一番地

(三) 合併の時期 昭和三十一年四月一日

(四) 出張所の位置および事務

1 出張所の位置は、宮野河内村一、一五八の一番地、現宮野河内村役場をあてる。

2 出張所は、戸籍、住民登録、配給、諸証明、徴税その他の収入事務および厚生に関する事務（衛生事務を含む。）を行なう。

3 出張所の職員は五人とし、所長一人、吏員三人、使丁一人とする。

(五) 議会議員の選挙区および定数

町村合併促進法第九条第二項の規定により、河浦町の議会の議員定数を三人とし、宮野河内村に選挙区を設け、宮野河内選挙区において選挙すべき委員の数は、五人とする。ただし、選挙区は、一任期間限りとする。

(六) 教育委員会委員の任期および定数

宮野河内村の教育委員会の選挙による委員で、河浦町の教育委員会の委員の被選挙権を有することとなる者については、町村合併促進法第九条の二の

規定により、互選による委員の定数を一人とし、同項第二号に定める期間中引き続き在任する。

(七) 農業委員会委員の任期および定数

宮野河内村の農業委員会の選挙による委員で、河浦町の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものについては、町村合併促進法第九条の三第一項の規定により、互選による委員の定数を五人とし、同項第二号に定める期間中引き続き在任する。

(八) 職員の身分取扱い

1 合併当時現にその職にある宮野河内村の一般職の職員は、引き続き河浦町の職員としての身分を保有せしめ、職員の勤続年数は、これを継承する。

2 職員の給与は、町長において不均衡を調整し、その身分取り扱いについては、すべてを通じて公正に処理する。

3 宮野河内村職員（三役を含む。）の退職手当は合併後一か年以内に退職したのものについては、国家公務員等退職手当暫定措置法（昭和二十八年法律第一八二号）第五条の規定により算定した額を河浦町において支給する。

(九) 漁業関係の調整

河浦町は、宮野河内村の水産業振興について考慮し、漁業権制度改革にあたっては漁業権を牛深海区と共有するよう配慮すること。

(一〇) 財産の処分 財産および負債は、すべて新町に引き継ぐ。

(一一) 消防団の組織統合

宮野河内村消防団を河浦町消防団に統合し、宮野河内村に河浦町第四消防団を置く。

(一二) 国民健康保険事業 国民健康保険事業は、合併と同時に実施する。

(三) 牛深市二浦町路木地区との境界変更

(一) 財産の配分等に関する事項

財産の配分等に関しては、昭和三十一年一月二四日に作成した「牛深市二浦町路木地区の境界変更の場合、財産の配分等に関する協定事項」（別紙）によるものとする。

(二) 税の滞納および課税権の承継に関する事項

路木区に対する地方税（普通税）は、境界変更の前日までに納期限が到来

している分については牛深市がこれを徴収するものとする。ただし、電気、ガス税および煙草消費税については、昭和三十二年二月分まで牛深市がこれを徴収するものとする。

(三) 国民健康保険の取り扱いに関する事項

路木地区被保険者の国民健康保険税は、境界変更の前日までに納期限が到来している分については牛深市の収入とし、境界変更前に発生した保険給付費、その他の義務負担については牛深市が負担するものとする。境界変更後の被保険者の権利義務については、河浦町国民健康保険条例および河浦町国民健康保険条例によるものとする。

(別紙)

牛深市二浦町路木地区の境界変更の場合財産の配分等に関する協定事項

牛深市二浦町路木地区を境界変更する場合、財産の配分は次のとおりとする。

- 1 元早浦財産区の財産は、営林署との公有林野官行造林契約期間満了後すみやかに土地の所有権を牛深市と路木地区とに各二分の一あて分割する。
- 2 官行造林の収益分収金の配分割合は、牛深市および路木地区各二分の一とし、分収金を牛深市に受け入れたときは、路木地区の分は、ただちに河浦町に引き渡す。
- 3 前号の公有林野官行造林契約期間中、同官行造林の管理は、牛深市および河浦町が定める管理人がする。
- 4 旧二浦町の財産のうち元早浦から持ち込んだ財産の二分の一は、境界変更の後、すみやかに路木地区に所有権を分割する。
- 5 牛深市役所二浦支所庁舎、二浦中学校および二浦小学校等公有財産は、牛深市の所有とする。
- 6 路木地区の生徒、児童の二浦中学校、二浦小学校への委託授業は、境界変更の日から一か月を限度とする。

4 合併時の三役及び正副議長

(一) 一町田村ほか二か村の合併

官 公 署	業 態			積 平方料	戸 数	人 口	区 分			
	の 割 合		商 工 業 人				河 浦 町		関 係 村	
	農 業 人	都 市 的 業 態					新 合 村	一 町 田 村	富 津 村	
	計 人	そ の 他	計 人	そ の 他 人	二、四〇六	二、九七五	一、八〇四	一、四〇七	六、三三三	三、九七五
二四	五、八六六	一、二四四	四、七三七	三、五六一	一、五〇四	一、八〇四	一、三〇七	一、〇〇四	一、四一四	二、三六五
四	一、〇〇〇	一、七三	九六	七〇六	二、四六	一、八〇四	一、三〇七	一、〇〇四	一、四一四	二、三六五
七	三、六一	三四	三、三三七	二、二八	一、四一	一、八〇四	一、三〇七	一、〇〇四	一、四一四	二、三六五
三	一、八〇七	六四五	一、二六二	一、〇〇四	一、四一	一、八〇四	一、三〇七	一、〇〇四	一、四一四	二、三六五

5 合併時の関係町村の現況表

(一) 一町田村ほか二か村の合併

河内村	宮野	河浦町	町村名	長	助 役	収入役	議 長	副 議 長
池田 芳雄	三宅 金市	田川 功	増田 長雄	吉田 保生	平野 隆義	増田 清吾	上羽 仲平	池田 ミコ

(二) 宮野河内村の編入

村 名	長	助 役	収入役	議 長	副 議 長
一町田村	田川 功	平野 徳松	林田 朋喜	池田 祇行	松浦 秀男
富津村	増田 長雄	田中弥与松	安田 恒男	山下千代喜	太田順太郎
新合村	大塚 盛義	森田 繁信	丸塚 三二	吉田 丈松	鶴田 義明

(二) 宮野河内村の編入

業態 の割合	産業		面積 平方料	戸数	人口	区分	関係	
	都市的 業態	その他 業態					河浦町	宮野河内村
農業	計	その他	一五・二〇	三、〇〇三	一四、七三三	河浦町	一、九九三	
工業	計	その他	二六・八九	二、四六〇	一、九三三	宮野河内村	二、七三〇	
商業	計	その他	九五・四二	五、四三三	一、九六八			
その他	計	その他	一、九四三	一、二四二	八〇二			

生産額	計	その他	農産	鉱工業	会社工場、事業場 (資本金五百万円以上)	前年度 予算総額	市町村 税納税額	国税 納税額	中学校 以上の 学校	中学校 以上 の学校	
										千円	千円
	一、九四三	一、九四三	一、九四三	一、九四三	一	五、八七五	一三、三三一	五、六三七	一	三	
	五七〇・六九	八、五三二	四、七七八	一、八〇〇	一	二、二〇〇	二、七三二	一、二七〇	一	一	
	一、四六五	四、〇〇〇	七、〇六〇	四、〇〇〇	一	三、〇六六	六、六八五	二、七〇〇	一	一	
	八、四九七	一、九〇〇	二、七九七	三、八〇〇	一	一、六七九	三、八三四	一、六二七	一	一	

生産額	計	その他	農産	鉱工業	会社工場、事業場 (資本金五百万円以上)	前年度 予算総額	市町村 税納税額	国税 納税額	中学校 以上の 学校	官公 署	
										千円	千円
	三、五〇三	八、二七三	一、八二四	八、五〇〇	一	六、七〇四	一、五五一	七、〇九九	一	八、三三〇	一、一五
	二、九六六	六、七五三	一、四三三	八、三八〇	一	五、二八五	一、三三三	六、六六七	一	五、八六八	二、二
	五、三三五	一、五二〇	三、七〇〇	一、二五〇	一	一、五二九	二、二七〇	四、七三	一	二、三三五	三